

袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

1 開催日時 令和7年6月13日（金） 午後2時00分から

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階 会議室3-1

3 出席委員

会 長	高野 司	副会長	本澤 規儀
委 員	松岡 幸子	委 員	溝口 正行
委 員	堀川 尚登	委 員	白戸 喜美代

(欠席委員)

委 員	大久保 努	委 員	島田 將士
-----	-------	-----	-------

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	都市建設部 部長	佐野 裕達
都市建設部 次長	岡野 達也	下水道課 課長	塩谷 晃雄
下水道課 副参事 (計画建設班長)	渡部 肇	下水道課 副課長 (施設班長)	鎗田 誠一
下水道課 経営班長	松崎 真伍	下水道課 主査	田中 綾輔
下水道課 副主査	川上健次郎		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

(1) 適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（諮問）

7 議 事 別紙会議録のとおり

● 議事録署名人の選出

高野会長が堀川委員と白戸委員を指名する。

議題（１）適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（諮問）  
（事務局より説明）

質問事項等

堀川委員

資料１の下水道事業経営についての７番目、使用料改定の必要性の内容で、不足分を一般会計からの繰入金で補う状況が続いているとありますが、これは下水道事業全体の予算のうちの何%ぐらいに当たりますか。また、一般会計から補填されている金額はどれくらいになりますか。

事務局（松崎班長）

具体的には下水道事業全体の予算が３条予算と４条予算に分かれておりますので、その何割かということが難しいですが、全体としては、収入に当たる部分は、令和７年度予算でいいますと、約２２億円の収入を見込んでおります。そのうちの３億３千万円が一般会計からの繰入金を見込んでおりますので、約１５％になります。

堀川委員

それくらいになるのですね。このパーセンテージが多いかどうかは私達には判断が付きませんが、多くの自治体がこのような状況になりますか。

事務局（塩谷課長）

そうなります。一般会計から繰入金をいただき経営をしている自治体は、袖ヶ浦市のみではなく多くの自治体がこのような状況です。

堀川委員

わかりました。

高野会長

これは単純に経費回収率でおおよそで考えられるものになりますか。その処理費に対して、その使用料で賄っている率が、例えば令和５年度の経費回収率８８．３％とすると約１割強が賄えていないこととなりますので、これはどこからその分の予算を確保していることになりますか。

事務局（塩谷課長）

そうなります。経費回収率が８８．３％になりますので、残り約１２％が不足している、約１２．５％の使用料改定が必要だというのは単純にその算定になります。

事務局（松崎班長）

補足になりますが、下水道使用料の収入と支出については、減価償却などの現金ではない支出も含まれておりますので、一般企業と同様に黒字でも倒産するリスクがあります。また、現金が不足しないように繰入金をいただいている場合もございます。

高野会長

それが一般会計とは違う難しいところになりますね。

事務局（松崎班長）

そうなります。黒字か赤字かということと、現金が不足しているか不足していないかは別の問題になりますので、両方とも気にしなければなりません。

本澤委員

現在、袖ヶ浦市の基本料金は、基本水量が20m<sup>3</sup>までであり、20m<sup>3</sup>未満でも基本料金が使用料となりますが、今回の見直しによりこの基本水量を市原市と同様に解消したいということになりますか。今までは、基本水量が20m<sup>3</sup>まで固定されていることで一定の使用料収入が見込めたと思いますので、料金改定をうまく行わないと、底上げではなく全体として収入が見込めず、思ったほど使用料収入がないとなりませんか。

事務局（松崎班長）

そのことについては、検討する課題であると考えております。

本澤委員

市原市は、基本水量の部分を変更しましたよね。

事務局（松崎班長）

そうなります。基本使用料を下げずに試行錯誤のうへ従量使用料制を入れるために、この10円の区分を組み込み、小口使用者への影響を小さくしながら、基本水量の区分を解消したと思われま。おそらく市原市もこれが最終的な目標ではないと思えますけれども、現状からの激変緩和等を考慮して、小口使用者だけに負担が偏らないようにした結果かと思われま。

先ほどの説明でいいますと、16ページをご覧ください。このグラフを見ていただきますと、人口等は大きく伸びていない状況になりますが、小口使用者は非常に伸びている状況になります。この小口利用の20m<sup>3</sup>以下の使用者については、やはり5m<sup>3</sup>、10m<sup>3</sup>、15m<sup>3</sup>を使用しても使用料が変わらないということは、課題ではあるとは捉えております。

ただおっしゃる通り、基本使用料だけを下げたりしてしまうと、経営の安定化には逆行してしまいますので、今回は方向性としては、基本水量を下げることも

含めて解消するように検討したいと考えております。そのため、イメージとしては、今回いただいた意見等を基に私どもで次回の審議会に向けて料金改定案を作成させていただきたいと考えております。例えば、基本水量を解消した場合はこういう影響が出るなどの案を作成して、それぞれに対してのメリットデメリットがありますので、このことについて次回の審議会でご審議いただきたいと思います。

料金改定の方向性としては、将来的にはどこかのタイミングで基本水量を解消すべきというのが国の提言になりますので、私どももその国の提言どおりに基本水量を解消すべきだとは考えております。ただ、この基本水量を解消するという事は影響が大きいので、それをどう考えていくかは検討していきたいと思っております。

本澤委員

前回の料金改定は平成23年だったかと思いますが、料金改定してからだいぶ経過していますが、それまで料金改定の計画は検討しなかったのですか。

事務局（塩谷課長）

計算期間は概ね4年間で最近では少し短い傾向もありましたが、4年間の設定期間にて計算をした中で5年後に料金改定というイメージ感があります。

次回の料金改定がいつになるかは、またその時点での検討になります。

本澤委員

今回の料金改定は何年後までの経営安定化を見据えたものになりますか。

事務局（塩谷課長）

今回の計算につきましては、令和8年度から令和11年度までを見据えたものになります。ただこのスタートがいつになるかという問題はあります。

本澤委員

タイミングによって崩れるということですね。

事務局（塩谷課長）

今回、約12.5%との改定率をお示ししてありますが、これに関しては先ほどの年数で計算しています。

本澤委員

今回はまだ答申段階だから具体的な単価などは出てないですからね。

高野会長

今のことに関連して、16ページで令和6年度の20m<sup>3</sup>までの基本料金の方が

35%いますが、この方達が実際には平均してどれくらい使用していますか。20㎡までは使用していないことになりますから、例えば11ページの東京都の例を参考にして考えると1人世帯当たり大体16㎡になりますと4㎡分はマイナスになりますよね。

事務局（松崎班長）

このことに関しまして、本日、その内訳までの資料を準備していませんので、本日の課題としまして、私どもで確認し次回の審議会で回答させていただきたいと思えます。20㎡までの使用者が実際はどのような分布をしているかということによろしいですか。

高野会長

そうですね。20㎡を超えてしまえば、あとは1㎡ずつ単純に計算されていくものになりますからね。

高野会長

この資料の9ページ、10ページの事務局からの説明ですと、約12.5%の料金改定が必要であるということでしたけれども、料金改定の実施も含めて、市民生活に与える影響というのはどのように考えているか。11ページでは単純に12.5%上げた料金を記載して大体これくらいの料金が上がりますとのことですが、昨今の物価高騰があり、この影響について、委員の皆さんはどのように考えますか。

松岡委員

私は6人家族になりますが、今の段階では上下水道2か月で、2万3、4千円だったかと思えます。この1、130円というのは、2か月分の値上げの値として考えてよろしいですか。

事務局（塩谷会長）

11ページの表は2か月分になります。

松岡委員

そうした場合はやむを得ないのかなと思えます。正直、それ以上に色々なものの物価が上がり過ぎて、少し麻痺している部分もあります。

事務局（塩谷課長）

ここで完結する議題ではありませんので、皆様の色々なご意見等を聞かせていただければと思えます。

白戸委員

私は2人家族ですが、庭に撒いた分が下水道に流れてないのに下水道使用料が発生することは少し嫌だなと思うところがあります。確かに下水道使用者として、下水道を使用していない方から取るのを考えると、料金が上がることはあまり嬉しいものではないですけども、仕方がないのかなとは思っています。

高野会長

使用料を12.5%上げるということは、国で示されている使用料単価150円/m<sup>3</sup>に基づいたものになりますよね。料金を上げたからといって、突発的な維持管理や補修などが発生する可能性もありますから、完全黒字になるとは限りませんでしょうか。

事務局（松崎班長）

料金をあげますと、ひとまず、基準内の繰入金をもらえるという前提であれば、それを含めて黒字になります。

高野会長

一般会計からの繰入金も基準内であれば国が認めている部分になりますから、それは考えなくともといったところですかね。

事務局（松崎班長）

現時点ではそうなります。それ以降については、他の自治体では基準内であっても、結果的に一般会計に負担していただいていることには変わらないため、基準内だから、いくらでも繰り入れしていることが良いかは、また別の問題になると思います。

今回については、繰入金が基準内ではなく基準外であること、経費回収率100%未満であることが問題になりますので、まずそこを目途に料金改定をしたいと考えております。もし、次回の料金改定をする際には、基準内繰入金をどうするのかという議論をしていく必要はあると思います。今回の改定により経費回収率100%、そして3条予算に関しては問題ないようにしたいと考えております。

事務局（塩谷課長）

基準内の繰り出しは、一般会計からもらうことができるというルールのものにはなりますけども、一般会計からもらわなくなれば、一般会計では他の用途にも使うことができます。まず今回は、基準外繰り入れを減らす第一段階になります。将来的には基準内繰り入れについても検討しなくてはならないと思います。

高野会長

今までの色々な説明を受けると、使用料の値上げも仕方がないと思います。農業集落排水事業について、現在は公共下水道事業と同一料金体系になります

が、このことについては何かご意見ございますか。

溝口委員

農業集落排水の経費回収率がすごく悪いということはわかりましたが、公共下水道と料金体系は一緒のままのほうが良いと思います。

料金改定とは別の話になりますが、農業集落排水の処理場の周りの雑草がとても多くて、その除草作業についてはどう考えていますか。

事務局（鎗田副課長）

先ほど最初に説明しました包括的民間委託内で除草作業を対応しておりますが、現在は年1回行っています。

溝口委員

草刈りは年1回になるのですね。

事務局（鎗田副課長）

ただ、やはり年1回の除草作業では、隣で田んぼをされている方がいますし、道路にも面している部分もありますので、現在、場内の除草作業を減らして道路などの部分を1年に2回実施するなどの工夫をしている状況です。

場内が少し草まみれになる場所がありますが、その分の道路に面している部分や田んぼに面している部分に分けて草刈りを実施しているところです。また、今の包括的民間委託は今年度までの5年間の契約になりますので、そのことも含めて、今年度中に次回の包括的民間委託の仕様を検討したいと思います。

溝口委員

ありがとうございます。

高野会長

農業集落排水事業は、事業を開始した当初の料金体系から公共下水道事業と料金体系は一緒になりますか。

事務局（塩谷課長）

事業開始時点では公共下水道事業と農業集落排水事業は違う料金体系でスタートをしていますが、汚水処理に関することは同じ負担を求めるということで、平成16年に公共下水道事業と農業集落排水事業を同じ料金体系に合わせる事になりました。

高野会長

松川地区が公共下水道に接続したことも関係していますか。

事務局（塩谷課長）

公共下水道事業と農業集落排水事業は事業規模が異なりますが、資料にありましたとおり経営のセグメントを分けておりますので、農業集落排水事業は不足額が多い状況ではありますが、公共下水道事業の料金体系に農業集落排水事業を合わせることで、同じ料金負担をしていただいている状況で現在至ります。

高野会長

12ページの料金体系について、基本使用料の割合、基本水量などの質問がありましたけれども、他には累進度も検討の中心になるとのことで、検討内容がまとめられていますが、この他に何か意見や質問等がございますか。

二部使用料制については、他の自治体も採用していますので、おそらくこの料金体系で進んでいくのではないかとと思いますが、事務局で他にも説明資料を作成していただけるとのことですので、改定内容の検討は次回以降の課題になりますかね。

本澤委員

料金体系表を見ると、市原市や木更津市などは501<sup>m</sup>以上の使用区分を細かく区分していますが、袖ヶ浦市だけ501<sup>m</sup>以上の使用区分がないのは、それほど500<sup>m</sup>を超える使用者がないからになりますか。

事務局（松崎班長）

そのことについても、次回に正確なものを回答させていただきますが、501<sup>m</sup>以上の使用区分を新たに設定しますと、料金対象者が1社や2社などになりかねない状況であり、大口使用者はそれほど多くはないです。

本澤委員

そうなるのですね。

事務局（塩谷課長）

16ページをご覧ください。使用区分毎の調定件数になりますが、令和6年度の501<sup>m</sup>以上が280件、1年間に6回の下水道使用料を請求しますので、使用者としては約50件になります。この使用者は一般世帯よりは工場や事業所などになるかと思えます。

本澤委員

工場だと意外に使用しないから食品関係になりますかね。

事務局（塩谷課長）

実は、ほとんどの海側の工場地帯が下水道の区域外であり、下水道のエリアとしては国道16号沿いまでになります。工場でいうと椎の森工業団地が区域内に

なります。他には官公庁や旅館・ホテル業などが大口使用者になると思います。

高野委員

袖ヶ浦市は海側の工場地帯が区域外ということですが、市原市は2,501m<sup>3</sup>以上の使用区分もありますので、工場地帯は区域内になりますか。

事務局（塩谷課長）

市原市の具体的な区域は把握しておりませんが、袖ヶ浦市と同様に16号から海側の工場地帯はおそらく区域外ではないかと思います。

本澤委員

市原市の終末処理場はアピタのあたりにありましたよね。

事務局（塩谷課長）

いわゆる準工業地帯という区域で16号の内側で終末処理場はその付近にあったかと思います。市原市のホームページで確認しますと、16号の内側が区域内になります。

高野会長

今回の審議会から具体的な内容を検討していかなければなりません、それに伴い検討資料として、例えば他団体のこれからの改定内容、あるいは何かご意見等に対しての資料がありましたら、事務局へ資料作成を要望したいと思いますが、何かありますか。

近隣団体の比較というのは19ページにだいたい示されているので、例えば木更津市と君津富津は、料金改定を検討しているなどの情報は聞いていますか。

事務局（松崎班長）

君津富津については、経営戦略内でおそらく料金改定に向けて検討するということが記載されていたと記憶しております。

木更津市については、経営戦略上での目標は、これから人口が増加していく金田などの地域がありますので、その地域の下水道整備により収入を増やしますという計画になります。

市原市については、令和7年10月から改定と説明しましたがけれども、今回約17%弱の料金改定を行っております。

# 令和7年度（第3回）袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

日 時：令和7年6月13日（金）

午後2時00分から

場 所：袖ヶ浦市役所 北庁舎3階

会議室3-1

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議事録署名人の選出

5 議 事

（1）適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（諮問）

6 そ の 他

7 閉 会

## 下水道事業経営について

### 目 次

1	本市下水道事業の概要	2
2	下水道使用料の料金体系	3
3	人口・有収水量の見込み	5
4	事業費の見込み	6
5	経費回収率の推移	7
6	繰入金の推移	8
7	使用料改定の必要性	9

## 1 本市下水道事業の概要

下水道事業は、汚水の排除による生活環境の改善や公共用水域の水質の保全並びに雨水の排除による浸水の防除のために欠くことのできない重要な役割を担っています。

本市では、下水道事業として、公共下水道事業（汚水・雨水）、農業集落排水事業（汚水）を実施しています。なお、本市は汚水と雨水を別々に処理する分流式を採用しており、汚水処理は下水道事業会計で、雨水処理事業は一般会計で実施しています。

### （ア）公共下水道事業の沿革

公共下水道事業(汚水)は、昭和 49 年に当初事業認可を取得した後、中袖に終末処理場を建設し、昭和 59 年から一部区域の供用を開始しました。

令和 6 年度末時点の全体計画面積は 1,419ha、事業計画面積は 1,063ha となっています。また、整備済面積は 1,042ha となっており、概ね汚水管路の整備は完了しています。

### （イ）農業集落排水事業の沿革

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水の施設の機能維持並びに農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を目的とし、平成 5 年に袖ヶ浦東部地区の事業認可を取得した後、三箇に東部浄化センターを建設し、平成 27 年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区、松川地区の施設整備が全て完了しました。整備済面積は 198ha となっています。

このうち、松川地区については公共下水道施設に接続され、汚水処理は公共下水道事業の袖ヶ浦終末処理場で行っています。

### （ウ）下水道の普及率、水洗化率

本市の行政区域内人口は、令和 6 年度末時点で 65,980 人 (A) となっています。公共下水道区域内の人口は 44,755 人 (B<sup>1</sup>) で、その内下水道を使用している人口（水洗化人口）は 43,835 人 (D<sup>1</sup>) となっています。公共下水道の普及率は 67.8% (C<sup>1</sup>) で、水洗化率は 97.9% (E<sup>1</sup>) となっています。

農業集落排水の区域内人口は 3,899 人 (B<sup>2</sup>) で、その内農業集落排水を使用している人口（水洗化人口）は 3,157 人 (D<sup>2</sup>) となっています。普及率は 5.9% (C<sup>2</sup>) で水洗化率は 81.0% (E<sup>2</sup>) となっています。公共下水道事業と農業集落排水を合算した市内の下水道の普及率は 73.7% (C<sup>3</sup>)、水洗化率は 96.6% (E<sup>3</sup>) です。

表 1 下水道の普及率及び水洗化率（令和 6 年度末時点）

区分	行政人口 A (人)	区域内人口 B (人)	普及率 C(B/A) (%)	水洗化人口 D (人)	水洗化率 E(D/B) (%)
1 公共下水道	65,980	44,755	67.8	43,835	97.9
2 農業集落排水		3,899	5.9	3,157	81.0
3 全体		48,654	73.7	46,992	96.6

## 2 下水道使用料の料金体系

本市の下水道使用料は、基本使用料と超過使用料に区分する2部使用料制を採っています。

基本使用料は、汚水排除量にかかわらず定額をお支払いいただく使用料で、超過使用料は、汚水排除量に応じてお支払いいただく使用料となっています。

平成23年に料金改定し、その後、消費税率の変更に応じて料金改定を行い、現在の料金に至っています。なお、下水道使用料の料金体系は下表のとおりです。

なお、農業集落排水処理施設使用料も、同じ料金体系です。

表2 袖ヶ浦市の下水道使用料 料金表

区分	汚水排除量		料金（税込） 単位：円
	一般汚水	基本使用料	20 m <sup>3</sup> まで
超過使用料 1 m <sup>3</sup> につき		20 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分	126.50
		40 m <sup>3</sup> を超え 60 m <sup>3</sup> までの分	148.50
		60 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	172.70
		100 m <sup>3</sup> を超え 300 m <sup>3</sup> までの分	188.10
		300 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分	205.70
		500 m <sup>3</sup> を超える分	224.40
臨時用	1 m <sup>3</sup> につき	204.60	

※一般汚水については、2カ月分の料金です。

※参考 県内団体の使用料の状況

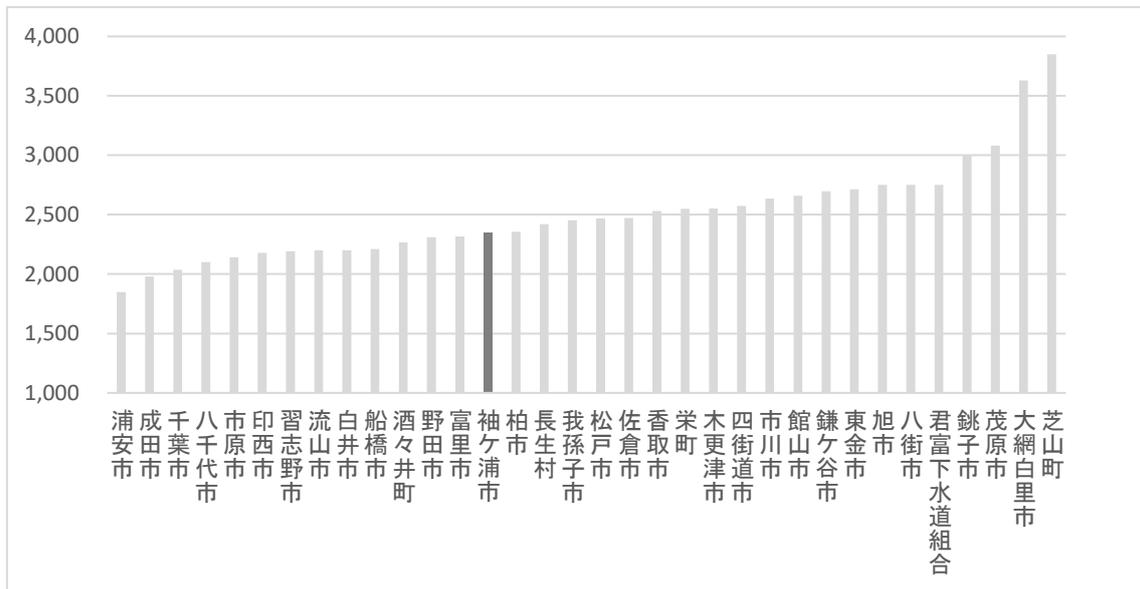


図1 県内団体の月 20 m<sup>3</sup>使用した場合の使用料（公共下水道事業）  
令和5年度決算カードより作成

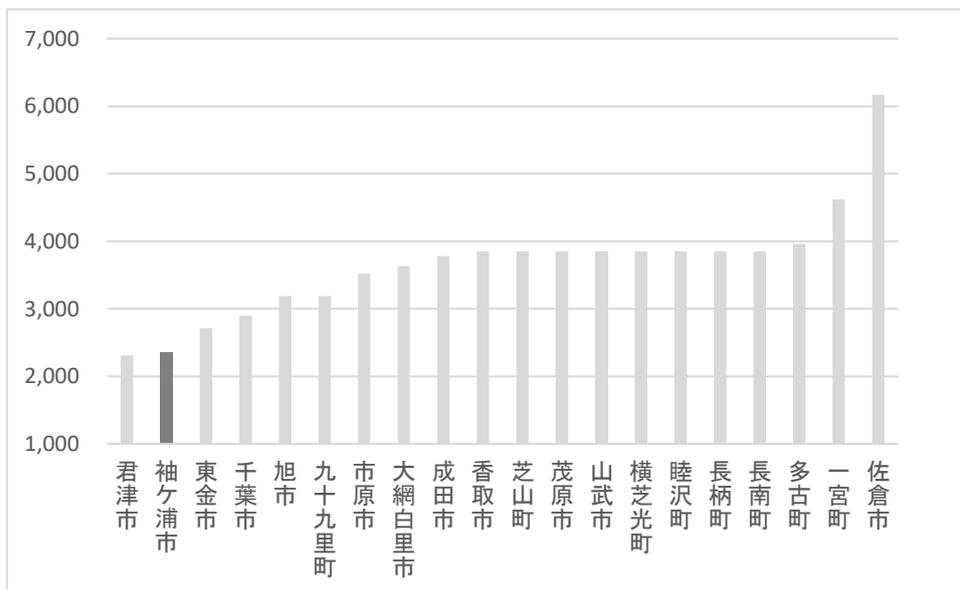


図2 県内団体の月 20 m<sup>3</sup>使用した場合の使用料（農業集落排水事業）  
令和5年度決算カードより作成

### 3 人口・有収水量の見込み

#### (1) 人口の見込み

本市の行政人口は、京葉臨海コンビナートの形成とこれに伴う宅地造成を背景に、右肩上がりに増加してきました。

近年も、袖ヶ浦駅海側区画整理事業等により市外、県外からの転入者等が増え、行政人口、水洗化人口ともに増加傾向にあります。

しかし、『袖ヶ浦市総合計画後期基本計画策定に係る基礎調査報告書【令和7年1月】』では、本市の行政人口は近い将来減少に転じると予測されております。

水洗化人口も行政人口の減少に伴い、減少に転じると考えられます。

#### (2) 有収水量の見込み

これまでの有収水量の実績を見ますと、供用開始区域の拡大や水洗化人口の増加に伴い、水量も増加してきました。しかし、節水機器の普及などに伴い、人口増に対する水量の伸びは鈍くなっている傾向にあります。

令和2年度の有収水量が急激に伸びているのは、コロナ禍における在宅水需要の増加によるものと考えられますが、その後は徐々に日常を取り戻し、令和5年度には在宅水需要が落ち着いたものと考えています。

本市の行政人口の予測のとおり減少に転じた場合、水洗化人口も減少し有収水量も減少していくと考えられます。

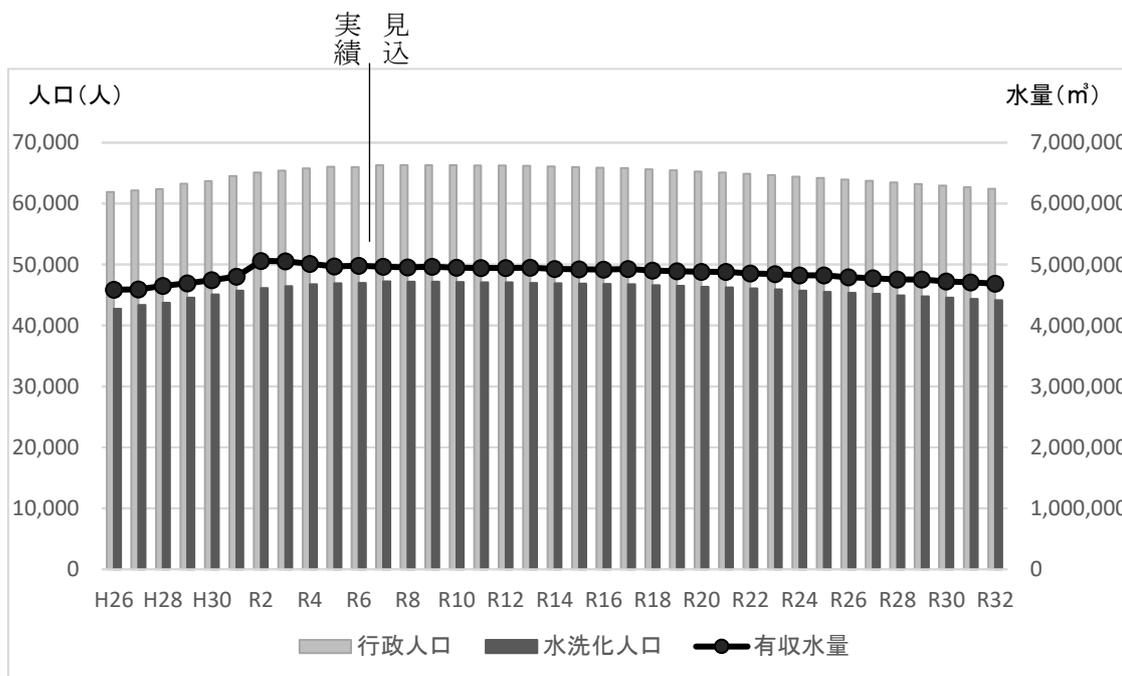


図3 袖ヶ浦市の行政人口、水洗化人口、有収水量の推移

#### 4 事業費の見込み

本市の下水道施設は昭和50年代から平成はじめにかけて建設されたものが多く、今後、それらの施設が耐用年数を経過していきます。計画的・効率的な施設管理を推進していきますが、それでも多くの事業費を要する見込みです。

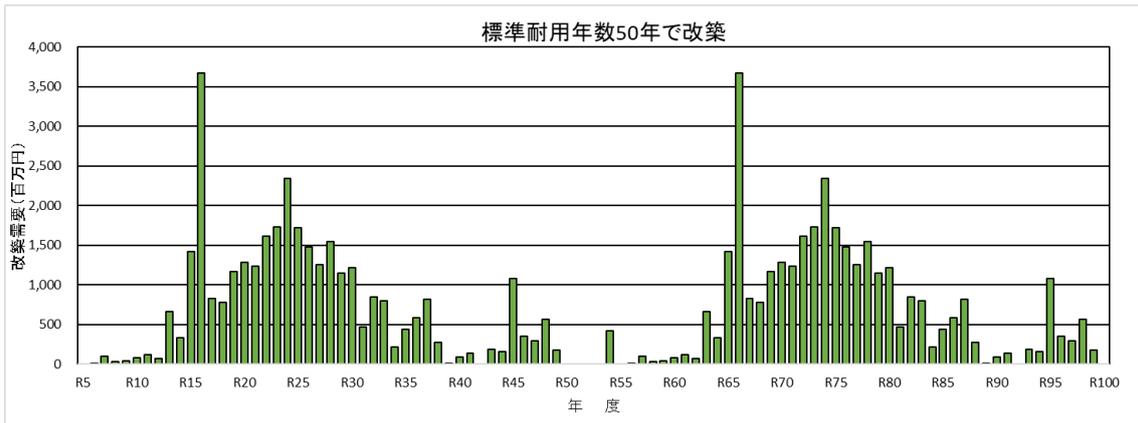


図4 管路施設の改良・更新需要の見通し(公共下水道事業)

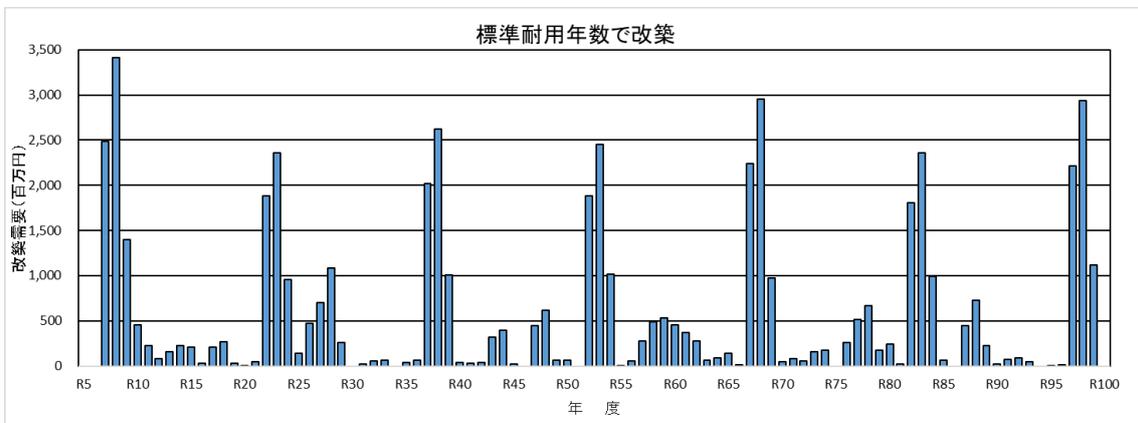


図5 処理場施設の改良・更新需要の見通し(公共下水道事業)

## 5 経費回収率の推移

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄われているかを表した指標です。使用料で回収すべき経費を、使用料で賄えている状況である100%以上が望ましいとされています。100%を下回っている場合は、汚水処理にかかる費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。

本市の経費回収率は公共下水道事業、農業集落排水事業とも100%を下回っており、汚水処理費を下水道使用料で賄えていない状況が続いています。

汚水処理にかかる費用が使用料以外の収入である一般会計からの繰入金により賄われているため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減の必要があります。

表3 経費回収率 (%)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共下水道事業	96.25	92.47	89.74	88.31
農業集落排水事業	70.01	65.09	53.94	59.69

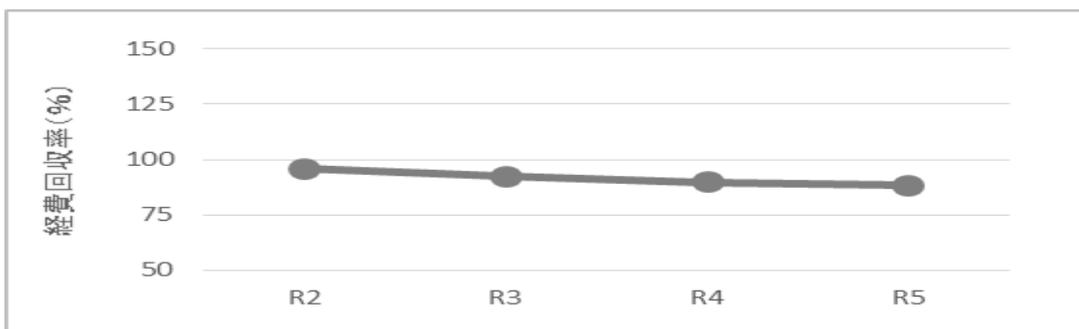


図6 公共下水道事業の経費回収率

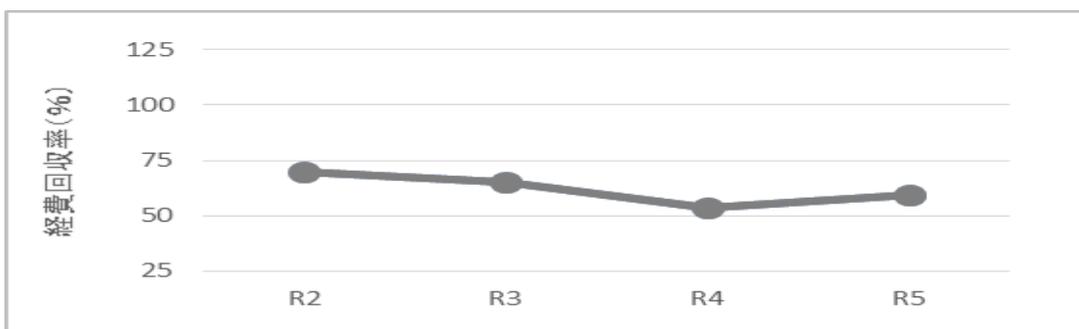


図7 農業集落排水事業の経費回収率

参考 経費回収率の計算式

$$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担を除く)}} \times 100$$

## 6 繰入金の推移

本市の下水道事業会計では、一般会計から総務省の繰出基準による基準内繰入と、資金不足とならず安定的に事業を継続するための基準外繰入を行っています。

令和5年度は、総額で公共下水道事業は3.4億円、農業集落排水事業は1.1億円の繰入を実施しました。

繰入金の財源は税収であるため、独立採算の原則や受益者負担の原則を保つため、繰入金に頼らず、使用料収入により経営していく必要があります。

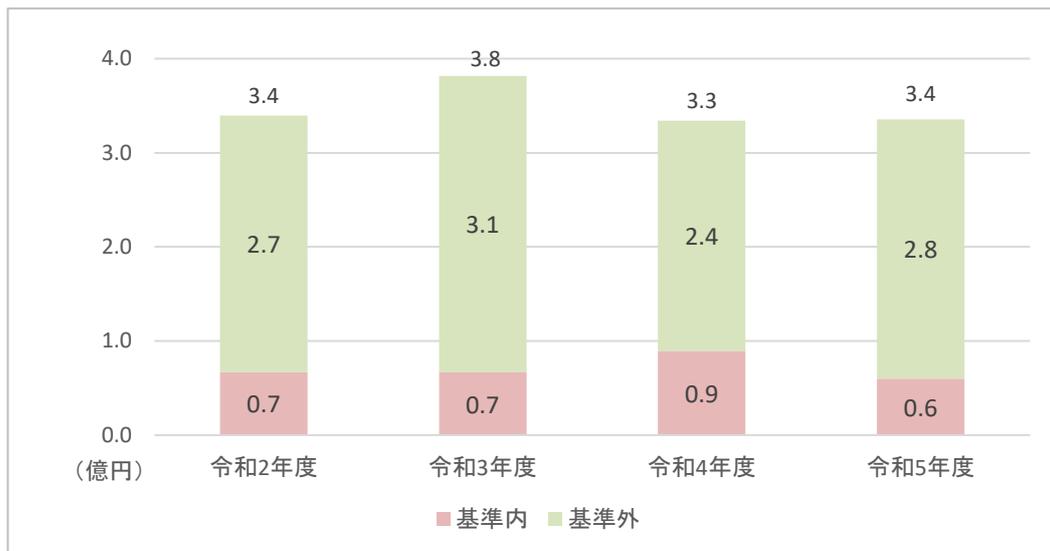


図8 公共下水道事業の繰入金



図9 農業集落排水事業の繰入金

## 7 使用料改定の必要性

汚水処理に係る費用は、受益者負担の原則から使用料収入で賄わなければなりません。賄う事ができず、事業を継続するために、不足分を一般会計からの繰入金で補う状況が続いています。

繰入金の財源は税収であり、下水道を使用していない市民等も下水道事業に係る費用を負担していることとなります。公営企業として、独立採算制の原則に基づき、繰入金に頼らず、事業を継続する必要があります。

現在、終末処理場や東部浄化センターの包括的民間委託等により経費削減に努めていますが、近年の物価高騰もあり、下水道事業経営は厳しいものとなっています。

また、管渠や処理場といった下水道施設は昭和50年代から整備され40年以上が経過し老朽化が進んでいます。そのため、今後、改築更新が不可欠となり、さらに災害時にも機能するよう耐震化を進めていく必要もあります。

これに対し、今後の下水道使用料収入は、人口減少に伴い、減少していくことが見込まれ、さらに経営が厳しくなることが想定されます。

このような状況を踏まえ、下水道事業経営を持続可能なものとしていくために、適正な下水道使用料を検討する必要があります。

# 袖ヶ浦市下水道使用料検討資料

令和 7 年 6 月 1 3 日

袖ヶ浦市都市建設部下水道課

# 経営状況について（振り返り）

**経費回収率が公共下水道、農業集落排水とも100%以下**

⇒汚水処理に必要な費用を使用料以外の収入で賄っています。

**一般会計からの繰入を実施**

⇒下水道使用者ではない市民にも下水道事業を運営するための費用を負担していただいています。

# 使用料金体系（振り返り）

区分	汚水排除量		料金（税込） 単位：円
一般汚水	基本使用料	20m <sup>3</sup> まで	2,158.20
	超過使用料 1 m <sup>3</sup> につき	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	126.50
		40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの分	148.50
		60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	172.70
		100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> までの分	188.10
		300m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	205.70
		500m <sup>3</sup> を超える分	224.40
臨時用	1m <sup>3</sup> につき	204.60	

- ・ 二部料金制

（基本料金+従量使用料）

- ・ 累進制

（使用水量が多いほど、使用料単価が高いです。）

- ・ 公共下水道、農業集落排水とも同じ料金体系

# 経費削減の取組

施設維持管理包括的民間委託の実施

⇒平成25年度から包括的民間委託を実施

民間のノウハウ等による効率化や人件費の減によるコスト縮減



袖ヶ浦終末処理場



袖ヶ浦東部浄化センター

# 経費削減の取組

## 職員数の削減

平成 27 年度  
常勤職員 17 名



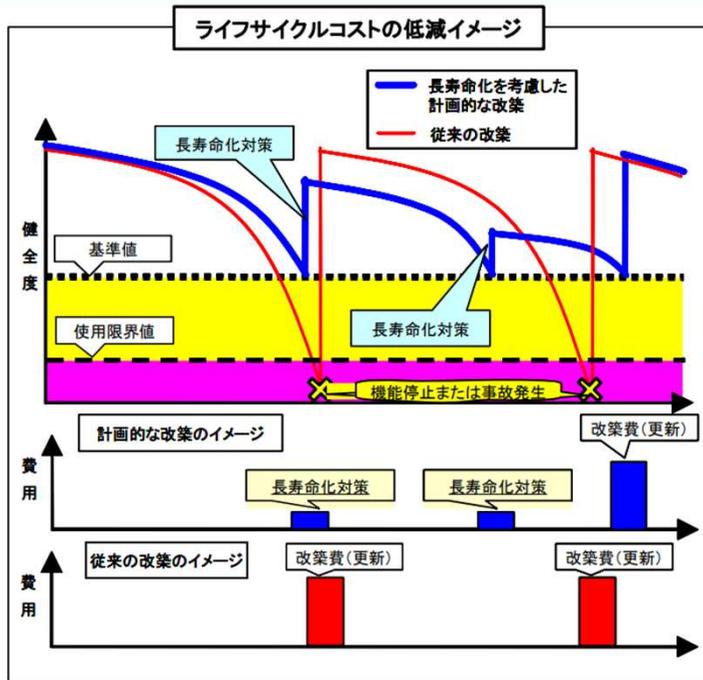
令和 2 年度  
常勤職員 14 名



令和 7 年度  
常勤職員 12 名  
(平成 27 年度比▲ 29%)

※平成 11 年度は 2 課 19 名でした。

# 経費削減の取組



定期的に長寿命化対策を実施することで施設自体の延命化を図り、長期目線での経費削減に努めています。右図は取組事例です。マンホールの内部は硫化水素等により腐食が進行します。内壁に更生材を張り付けることで長寿命化を図りました。最終的に、事故を未然に防ぐため事故や機能停止する前にマンホール自体を取り換える場合もあります。

【長寿命化対策事例】マンホール内面の腐食対策

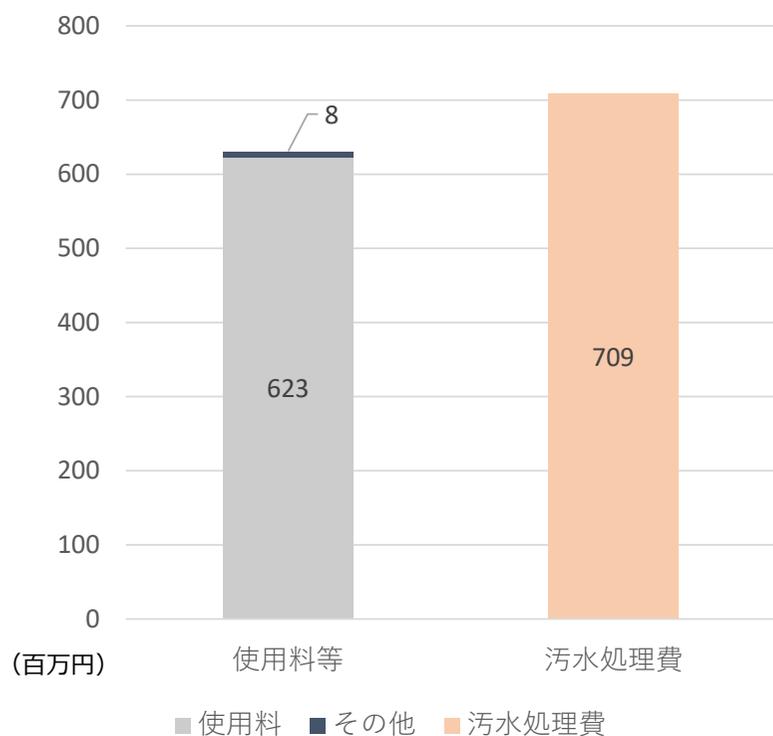


【改築事例】マンホール躯体更新



# 汚水処理費と使用料収入の見込み（公共下水道）

令和8年度から令和11年度を算定期間とし、使用料収入、汚水処理費等を算定



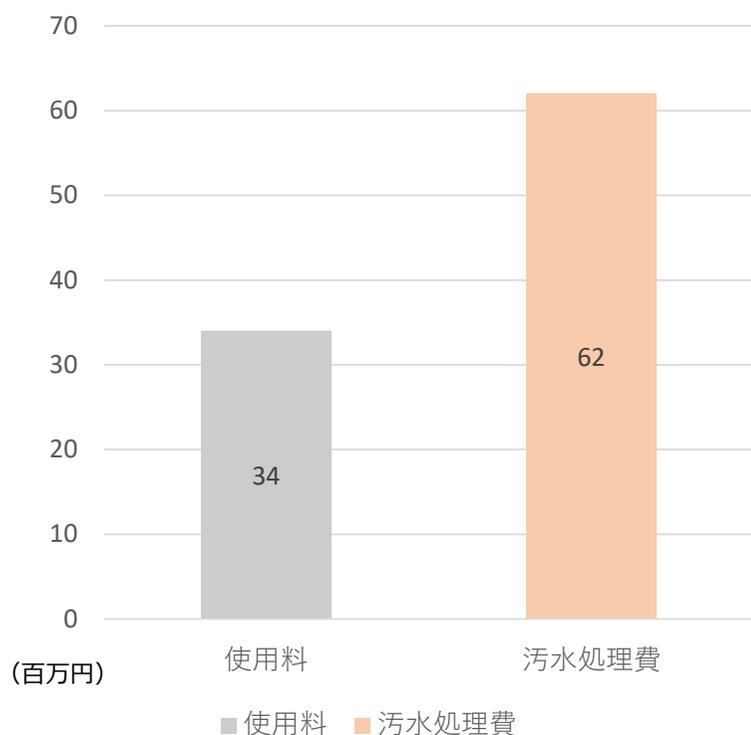
汚水処理費（公費負担除く）を賄うためには、  
使用料が約78百万円不足

解消するためには約**12.5%**の改定が必要

公共下水道事業（1年あたり）

# 汚水処理費と使用料収入の見込み（農業集落排水）

令和8年度から令和11年度を算定期間とし、使用料収入、汚水処理費等を算定



汚水処理費（公費負担除く）を賄うためには  
使用料が約28百万円不足

解消するためには約**82.4%**の改定が必要

農業集落排水事業（1年あたり）

# 経営戦略における取組等

市では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営計画である経営戦略を策定しました。また、国からの通知に基づき、以下のとおり目標を定め、取り組むこととしています。

## 第8章 経費回収率向上に向けた取組等

国土交通省「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和6年4月1日 国水下事第51号）に基づき、公共下水道事業の経費回収率向上に向けた取組等を以下に示します。

現状の試算では約12.5%の改定が必要となりますが、料金改定については、農業集落排水事業も含め、袖ヶ浦市下水道事業運営審議会での審議や、社会情勢等を踏まえて検討します。

表6 公共下水道事業の経費回収率向上に向けた取組等

項目	内容
取組	経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に必要な財源を使用料で賄いきれていないため、令和8年度を目途として、下水道使用料の改定を行います。
業績目標	令和11年度に経費回収率100%とすることを目標とします。

※業績目標における経費回収率は、国庫補助金、受託事業収益等も含め算出します。

経費回収率 100% = 使用料単価 150円 / m<sup>3</sup>

(公共下水道)

国から最低限行うべき経営努力として使用料単価150円/m<sup>3</sup>が示されています。

# 下水道使用料検討課題

## 料金水準について

- ・ 公共下水道事業

⇒ 経営戦略のとおり経費回収率**100%**を目指した料金改定（改定率約**12.5%**）が必要であると考えています。

- ・ 農業集落排水事業

⇒ 経費回収率**100%**を目指すべきだが、現状、公共下水道事業と同一の料金体系であり、また、経費回収率**100%**とする改定は改定幅が大きいため、公共下水道事業と同様の改定率が妥当と考えています。

# 下水道使用料検討課題

## 料金改定の影響

(すべての区分で約12.5%上げた場合のイメージ)

世帯人員	使用水量	現行料金	改定後料金	影響額
1人	1.6 m <sup>3</sup>	2,158円	2,427円	269円
2人	3.0 m <sup>3</sup>	3,423円	3,851円	428円
3人	4.0 m <sup>3</sup>	4,688円	5,274円	586円
4人	4.6 m <sup>3</sup>	5,579円	6,276円	697円
5人	5.6 m <sup>3</sup>	7,064円	7,947円	883円
6人以上	6.8 m <sup>3</sup>	9,039円	10,169円	1,130円

世帯人当たりの使用水量は、東京都の令和2年度生活用水実態調査を参考とし、概算で計算しました。

# 下水道使用料検討課題

## 料金体系について

料金体系については、以下の事項について、留意し検討します。

項目	備考
二部使用料制	多くの団体で下水道使用料で導入されている料金制 基本使用料+従量使用料
基本使用料割合	基本使用料と従量使用料の割合について
累進度	小口使用者と大口使用者の使用料の累進度について
基本水量	基本使用料に基本水量が含まれていることについて

国土交通省令和2年7月「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書（抜粋）を参考

# 下水道使用料検討課題

## 二部使用料制について

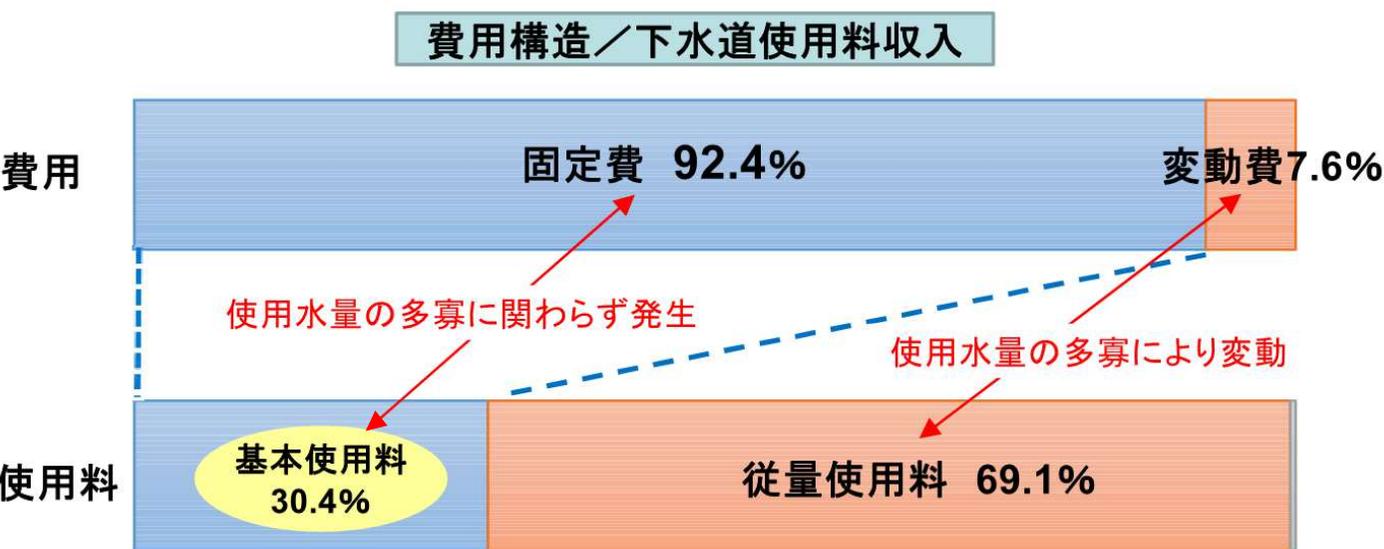
基本使用料は、下水道使用の有無にかかわらず、管渠の敷設や検針等の費用が発生しておりその一部を負担いただくため、また経営の安定化に資するものであるため、維持することが妥当だと考えています。

従量使用料についても、使用者間の公平性の観点から維持することが妥当であると考えています。

# 下水道使用料検討課題

## 基本使用料割合について

下水道事業の経費は多くが固定費であり、使用水量の多少によらず発生します。そのため、経営視点では、安定化のために基本使用料の割合を上げることが望ましいですが、使用者視点では小口使用者への影響が大きいため、慎重に検討します。



※出典

国土交通省 令和2年7月「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書

※このグラフは国の調査に基づく平均値です。袖ヶ浦市の基本使用料割合は、約40%で比較的経営が安定しているといえます。

# 下水道使用料検討課題

## 累進制について

従量使用料は累進制を採用しています。

(使用水量が多くなるほど、使用料単価が高くなります。)

累進制については、大口使用者のほうが、使用水量の変動が大きく、変動に応じ下水道管や処理場を建設することとなり、経費が比較的高くなることや、環境負荷軽減のための使用水量抑制は、妥当性があるものと考えています。

水需要の減少が見込まれる現状における累進度は、小口使用者と大口使用者の公平性という観点から、過度な累進度とならないようにする必要があります。

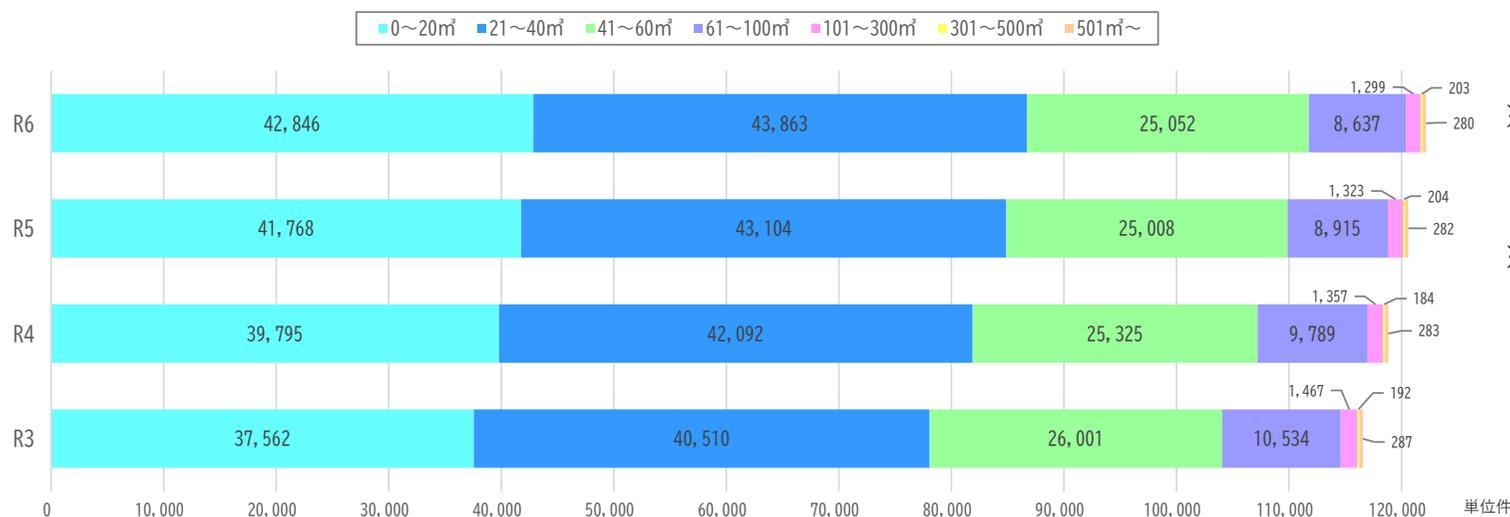
また、累進度が高いと、使用料単価の高い大口需要が減少した場合の使用料収入への影響が大きくなるという課題があります。

# 下水道使用料検討課題

## 基本水量について

核家族化や単身世帯の増加等により基本水量範囲内（20m<sup>3</sup>まで）の利用者は、増加傾向であり、利用者間の負担の公平性の課題や、基本水量範囲内では、水量抑制のインセンティブが働かないという課題もあるため、基本水量を解消することが望ましいと示されています。

2ヶ月の使用水量別調定(請求)件数の推移(令和3年～令和6年度)



※各利用者2か月に1回の調定(請求)となります。1世帯当たり年6件

※R6実績  
122,180件のうち42,846件(35%)の調定が基本水量範囲内の利用者

# 下水道使用料検討課題

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」の提言を参考とした料金体系検討の方向性

項目	方向性
二部使用料制	維持
基本使用料割合	↗
累進度	過度な累進度とならない様に設定します。
基本水量	↘ (解消)

※現行の料金体系をもとに、小口使用者と大口使用者の負担感、激変緩和等を考慮し検討を進めます。

# 今後の審議会スケジュール

開催月等 (予定)	内 容
6月13日 (本日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な下水道使用料等について（諮問）</li><li>・下水道事業経営について</li><li>・下水道使用料検討課題について</li></ul>
8月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・改定内容について（改定率、料金体系等）</li></ul>
10月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・改定内容について（改定率、料金体系等）</li><li>・答申書（案）について</li></ul>
10月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・答申</li></ul>

# 参考 本市及び近隣団体の料金体系表

## 袖ヶ浦市

区分	料金 (税込)
基本使用料	2,158.20
1～ 20 <sup>m</sup>	0.00
21～ 40 <sup>m</sup>	126.50
41～ 60 <sup>m</sup>	148.50
61～100 <sup>m</sup>	172.70
101～300 <sup>m</sup>	188.10
301～500 <sup>m</sup>	205.70
501 <sup>m</sup> ～	224.40

基本水量 有

## 木更津市

区分	料金 (税込)
基本使用料	880.00
1～ 20 <sup>m</sup>	70.40
21～ 60 <sup>m</sup>	140.80
61～ 100 <sup>m</sup>	165.00
101～ 300 <sup>m</sup>	192.50
301～ 600 <sup>m</sup>	225.50
601～1,000 <sup>m</sup>	269.50
1,001 <sup>m</sup> ～	305.80

基本水量 無

## 君津富津広域下水道組合

区分	料金 (税込)
基本使用料	1,980.00
1～ 20 <sup>m</sup>	0.00
21～ 60 <sup>m</sup>	176.00
61～ 100 <sup>m</sup>	190.30
101～ 200 <sup>m</sup>	220.00
201～ 600 <sup>m</sup>	248.60
601～2,000 <sup>m</sup>	262.90
2,001 <sup>m</sup> ～	278.30

基本水量 有

## 市原市 (R7.10改定後・1か月単位)

区分	料金 (税込)
基本使用料	990.00
1～ 10 <sup>m</sup>	11.00
11～ 20 <sup>m</sup>	141.90
21～ 30 <sup>m</sup>	178.20
31～ 50 <sup>m</sup>	206.80
51～ 100 <sup>m</sup>	228.80
101～ 500 <sup>m</sup>	248.60
501～1,000 <sup>m</sup>	323.40
1,001～2,500 <sup>m</sup>	352.00
2,501 <sup>m</sup> ～	376.20

基本水量 無 (R7.10で解消)

### 【参考】

使用水量	使用料 (税込)
20 <sup>m</sup>	2,158
46 <sup>m</sup>	5,579

使用水量	使用料 (税込)
20 <sup>m</sup>	2,288
46 <sup>m</sup>	5,948

使用水量	使用料 (税込)
20 <sup>m</sup>	1,980
46 <sup>m</sup>	6,556

使用水量	使用料 (税込)
20 <sup>m</sup>	2,200
46 <sup>m</sup>	6,100

【使用料の算定方法】 袖ヶ浦市、木更津市、君津富津は、2か月分の使用水量を基に算定  
市原市は、2か月分の使用水量を前月分と後月分に使用水量を分け、前月分、後月分毎に算定して合算

## 国土交通省令和2年7月「人口減少化における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」 報告書 抜粋

### (基本使用料割合の通増)

下水道法第20条第2項に定める下水道使用料の基本原則に準拠している「基本的考え方」を踏まえ、個別原価に基づく使用料体系の設定を行うことはもちろんのことであるが、将来の有収水量の減少に備えるためには、利用の実態、今後の見通し、費用の構造等を踏まえて、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、基本使用料の割合を漸進的に高めていく必要がある。なお、基本使用料の使用者間での配賦方法について、現在の「基本的考え方」は均一に配賦する算定例を示しているにとどまるが、例えば、水道で採用されている給水口径別基本料金制度等も参考にして、ピーク時の使用水量が終末処理場等の施設規模の設定・整備費用に与える影響を考慮した配賦方法とすること等も検討すべきである。

### (激変緩和)

一方、急激に基本使用料割合を高めることによる影響が生じないように、必要に応じ、激変緩和措置を講ずるなど、適切に対応する必要がある。

### (適切な累進度の設定)

なお、使用水量の大宗を占める小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くとともに、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべきである。

### (基本水量制の解消)

さらに、使用料体系に関して、課題⑩に記したとおり、基本水量制は、制度導入時の考え方が不明となっている事業体も多く、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平の観点から課題も生じている。「水道料金算定要領」においても、漸進的に解消する方向性が示されており、今後、下水道使用料体系においても、同様に解消させていくことが望ましい。

# 袖ヶ浦市下水道事業経営戦略

〔  
公共下水道事業  
農業集落排水事業  
〕

(計画期間：令和2年度～令和11年度)

令和2年2月策定

令和5年2月改定

令和7年3月改定

袖ヶ浦市 都市建設部 下水対策課

# 目次

第1章 経営戦略について	1
1-1. 経営戦略策定の目的	1
1-2. 経営戦略とは	1
1-3. 本市における経営戦略の考え方	1
1-4. 改定理由と主旨	1
第2章 下水道事業の概要	2
2-1. 事業の現状	2
2-2. 下水道使用料体系	5
2-3. 組織体制	5
2-4. 民間活力の活用状況	6
2-5. 経営比較分析表等を活用した現状分析	6
第3章 将来の事業環境	8
3-1. 人口の見通し	8
3-2. 下水道有収水量の見通し	9
3-3. 使用料収入の見通し	9
3-4. 施設の見通し	10
第4章 経営の基本方針	11
4-1. 経営の基本方針	11
4-2. 計画期間	11
第5章 投資・財政計画(収支計画)	12
5-1. 計画策定方針	12
5-2. 投資・財政計画の策定	13
5-3. 原価計算表	13
5-4. 経営状況の見通し	14
第6章 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組で今後検討予定の取組の概要	18
6-1. 投資計画	18
6-2. 財源計画	18
6-3. 投資以外の経費の取組	18
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	19
第8章 経費回収率向上に向けた取組等	20
別表1 投資・財政計画(収支計画)	
公共下水道事業＋農業集落排水事業	21
公共下水道事業	23
農業集落排水事業	25
別表2 原価計算表	
公共下水道事業＋農業集落排水事業	27
公共下水道事業	28
農業集落排水事業	29

## 第1章 経営戦略について

### 1-1. 経営戦略策定の目的

本市では、下水道事業として、公共下水道事業、農業集落排水事業を実施し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に寄与して参りました。

しかし、近年では下水道施設の老朽化に伴う更新投資の増大が見込まれる一方で、節水型機器の普及等により料金収入の低迷が想定され、下水道事業運営基盤の強化が喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、将来に渡り持続的に下水道事業を運営していくためには、自らの経営についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そこで、中長期的な視点に立ち、現状や課題を整理したうえで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための基本計画となる『下水道事業経営戦略』を策定します。

### 1-2. 経営戦略とは

『経営戦略』とは、下水道事業を始めとする各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる『投資・財政計画』は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資試算)と、財源の見通しを試算した計画(財源試算)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画です。

なお、平成31年3月に総務省から通知された『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』においては、各地方公共団体に対して令和2年度までに「経営戦略」を策定するよう要請しています。

### 1-3. 本市における経営戦略の考え方

中長期的な観点から、今後10年間(令和2～11年度)の下水道事業経営を展望し、経営基盤の強化に向けた取組の方向性や財政面での見通しを明らかにします。

なお、本市では令和2年4月1日に下水道事業への地方公営企業法を一部適用し、官公庁会計から公営企業会計へ会計方式を移行しました。公営企業を取り巻く経営環境は、地域の人口動向等に伴うサービス需要の変化や、保有する施設の老朽化に伴う更新の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取り組みが求められています。本戦略は、これを見据えて策定するものです。

### 1-4. 改定理由と主旨

総務省策定「経営戦略策定・改定ガイドライン」の中で、経営戦略は進捗管理を行うとともに3～5年毎に改定していく必要があるとされています。また、本経営戦略策定時に「概ね5年で改定することとし、計画の中間年度である令和6年度には、戦略全体の評価と見直しを行うもの」としており、袖ヶ浦市下水道事業運営審議会における検証を経て、経営戦略の改定を行うものです。

## 第2章 下水道事業の概要

### 2-1. 事業の現状

下水道事業は、汚水の排除による生活環境の改善や公共用水域の水質の保全並びに雨水の排除による浸水の防除のために欠くことのできない重要な役割を担っています。本市では、下水道事業として、公共下水道事業(汚水・雨水)、農業集落排水事業(汚水)を実施しています。

#### (1) 公共下水道事業の現状

公共下水道事業(汚水)は、昭和49年に当初事業認可を取得した後、昭和53年に特別会計を設置し、昭和59年から分流式下水道として一部区域の供用を開始しました。平成30年度末時点の全体計画面積は汚水1,418.7ha、雨水1,149.0ha、事業計画面積は汚水1,063.0ha、雨水810.34haとなっています。

令和5年度末時点の汚水整備済面積は1,042.0haとなっており、概ね汚水管路の整備は完了しています。

なお、雨水事業については、一般会計で会計処理を行うとともに、土木管理課において維持管理を実施しています。

表1 公共下水道事業(汚水)の概要(令和5年度末時点)

		袖ヶ浦処理区
全体計画面積 (松川地区を含む)※1		汚水 1,418.7ha 雨水 1,149.0ha
事業計画(事業認可)面積 (松川地区を含む)※1		汚水 1,063.0ha 雨水 810.34ha
現在整備済面積 (松川地区を含む)※1		汚水 1,042.02ha 雨水 780.0ha
建設開始年月日		昭和49年4月1日
供用開始年月日		昭和59年4月1日
特別会計設置年月日		昭和53年3月15日
地方公営企業法の適用区分		令和2年4月1日適用(一部適用)
処理区域内人口密度※2		43人/ha(=44,812人/1042.02ha)
流域下水道等への接続の有無		無
汚水処理施設 (分流式)	名称	袖ヶ浦終末処理場
	供用開始	昭和59年4月1日
	処理方式※3	<水処理> 標準活性汚泥法 <汚泥処理> 汚泥濃縮 + 汚泥脱水
	現有処理能力	21,600m <sup>3</sup> /日
汚水ポンプ場	名称	横田汚水中継ポンプ場
	供用開始	平成13年4月1日
	現有揚水能力	1.34m <sup>3</sup> /分
汚水マンホール形式ポンプ場		22箇所
整備済管渠延長		251km

※1 松川地区は農業集落排水事業で整備し管理されていますが、流末を公共下水道に接続して汚水処理を行っていることから、下水道計画は公共下水道事業区域に位置付けています。

※2 処理区域内人口密度 = 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

※3 全体計画における処理方式：嫌気無酸素好気法(凝集剤添加)+急速ろ過

## (2) 農業集落排水事業の現状

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水の施設の機能維持並びに農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を目的とし、平成5年に袖ヶ浦東部地区の事業認可を取得しました。また、同年には特別会計を設置するとともに鋭意事業の進捗を図り、平成27年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区、松川地区の施設整備が全て完了しました。

このうち、松川地区については公共下水道施設に接続され、汚水処理は公共下水道事業の袖ヶ浦終末処理場で実施しています。

表2 農業集落排水事業(汚水)の概要(令和5年度末時点)

		袖ヶ浦東部地区	平岡地区	松川地区
全体計画面積(汚水)		98.0ha	72.0ha	28.0ha
事業計画(事業認可)面積(汚水)		98.0ha	72.0ha	28.0ha
現在整備済面積(汚水)		98.0ha	72.0ha	28.0ha
建設開始年月日		平成5年7月8日	平成18年4月1日	平成9年7月1日
供用開始年月日		平成10年4月1日	平成24年4月1日	平成15年4月1日
特別会計設置年月日		平成5年9月20日		
地方公営企業法の適用区分		令和2年4月1日適用(一部適用)		
処理区域内人口密度※1		20人/ha(=3,986人/198ha)		
流域下水道等への接続の有無		無		
汚水処理施設	名称	袖ヶ浦東部浄化センター		袖ヶ浦終末処理場で処理を実施
	供用開始	平成10年4月1日		
	処理方式	<水処理> JARUS-XIVH型 <汚泥処理> 汚泥濃縮+汚泥脱水		
	現有処理能力	1,499m <sup>3</sup> /日		
汚水マンホール形式ポンプ場		55箇所(袖ヶ浦東部地区14、平岡地区31、松川地区10)		
整備済管渠延長		58km		

※1 処理区域内人口密度 = 供用開始人口(現在処理区域内人口)/現在整備済面積(現在処理区域面積)

## (3) 整備状況

公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備人口(供用開始人口)を下図に示します。

令和5年度末時点では、市人口66,041人に対し、整備人口(供用開始人口)は48,798人(公共下水道事業44,812人+農業集落排水事業3,986人)となっており、普及率(供用開始人口/市人口)は74%に達しています。残りの26%は下水処理区域外であり、汚水管渠の整備は概ね完了しています。

下水道整備状況図を次ページに示します。(「図2 令和5年度末における下水道整備状況図(汚水)」を参照)

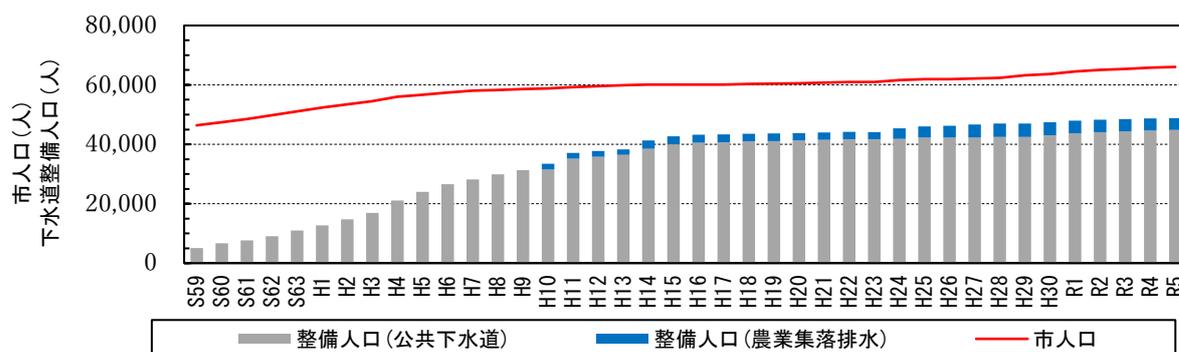
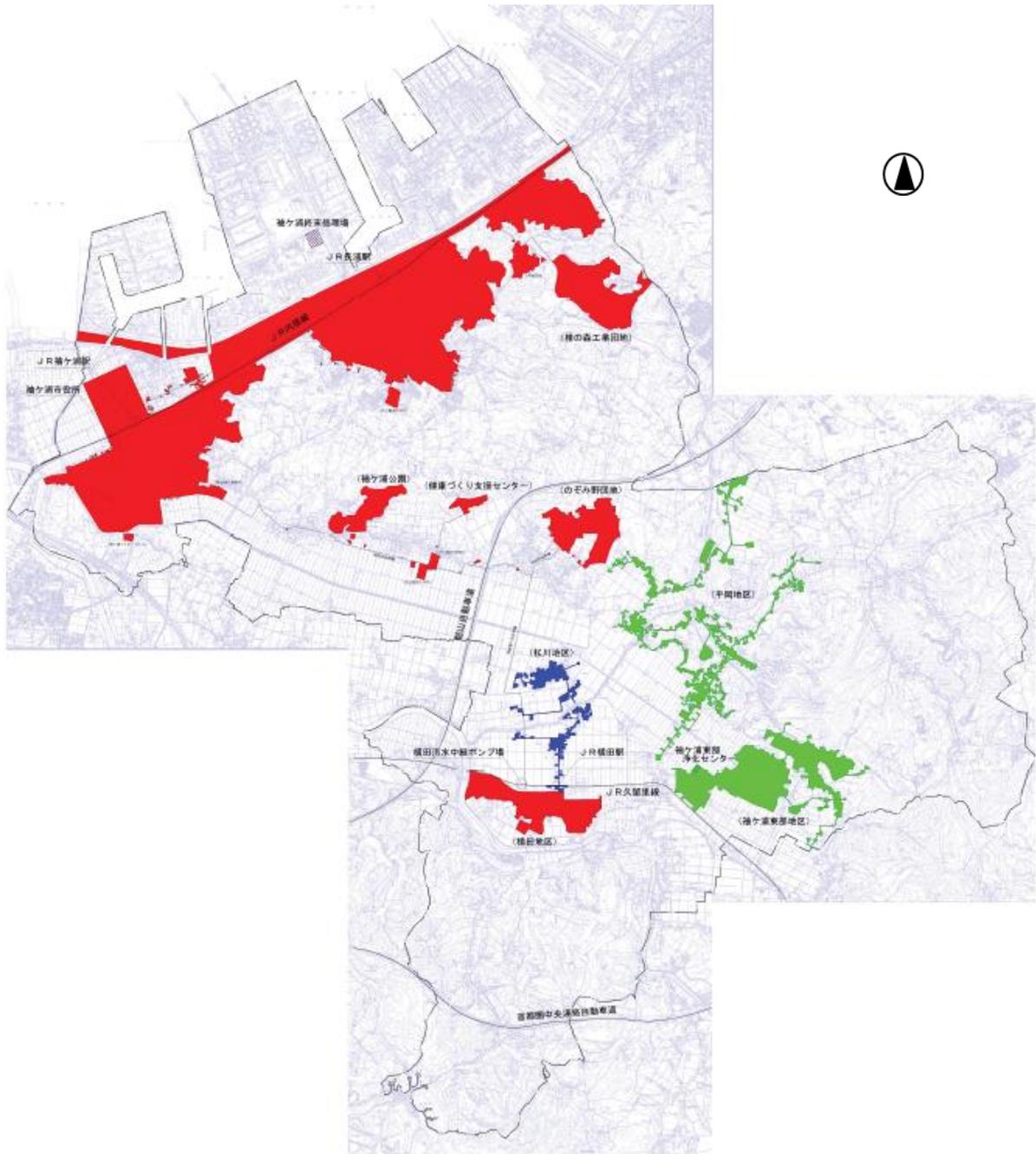


図1 下水道整備人口(供用開始人口)の推移



公共下水道整備区域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:red;"></span>
農業集落排水整備区域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:green;"></span>
農業集落排水整備区域のうち公共下水道接続区域	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:blue;"></span>

図2 令和5年度末における下水道整備状況図(汚水)

## 2-2. 下水道使用料体系

現行の下水道使用料は、平成 23 年度に算定期間を平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間とする料金改定を行い、維持管理費の 100%を使用料で充当するとともに、資本費のうちの利子分において、一般会計からの財源不足分に対する基準外繰入金を概ね半額にすることを目標に設定したものです。

その後、平成 27 年度及び平成 30 年度に料金改定の検討を行いました。改定時の目標を上回り、資本費のうち利子分が全額賄えていたことから、料金改定を見送りました。また、本戦略に基づき、令和 3、4 年度にかけて料金改定の検討を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大や物価高などの社会情勢から、市民負担の軽減を図り、当面の間現行の料金を据え置くこととしました。

しかしながら、令和 5 年度決算における経費回収率は公共下水道事業 88.3%、農業集落排水事業 59.7%となっており、事業に必要な費用を使用料で賄えておらず、一般会計からの基準外繰入金に依存している状況で、経営の健全化と適正な料金設定が必要です。

なお、農業集落排水事業は、市内汚水処理施設利用者へのサービス公平性の観点から、下水道使用料と同じ料金体系としています。

現在の公共下水道使用料及び農業集落排水使用料の料金体系を以下に示します。

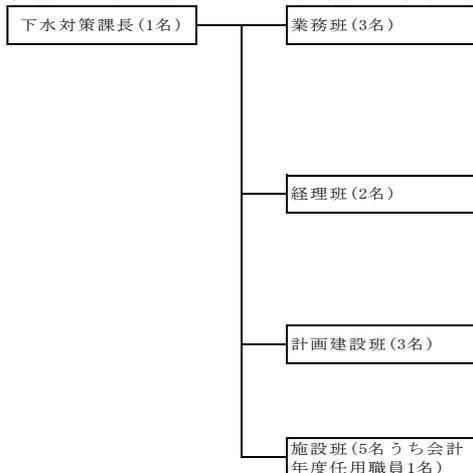
表 3 公共下水道使用料・農業集落排水使用料の料金体系

区分	汚水排除量		料金 (税込)
一般汚水	基本額	20 立方メートルまで	2,158.20 円
	超過額 1 立方メートル につき	21 立方メートルから 40 立方メートルまで	126.50 円
		41 立方メートルから 60 立方メートルまで	148.50 円
		61 立方メートルから 100 立方メートルまで	172.70 円
		101 立方メートルから 300 立方メートルまで	188.10 円
		301 立方メートルから 500 立方メートルまで	205.70 円
		501 立方メートル以上	224.40 円
臨時用	1 立方メートルにつき	204.60 円	

※2 ヶ月分の料金であり、汚水排除量が 20 立方メートルに満たない場合は 20 立方メートルの料金を適用します。ただし、臨時用は除きます。

## 2-3. 組織体制

職員数 14 名 (うち会計年度任用職員 1 名)



(令和 5 年度末)

- 1 受益者負担金及び分担金等の賦課徴収に関すること。
  - 2 使用料等の賦課徴収、滞納整理に関すること。
  - 3 使用料改定に関すること。
  - 4 水酸化普及に関すること。
  - 5 水洗便所改造事業助成に関すること。
  - 6 下水道事業運営審議会に関すること。
  - 7 下水道及び農業集落排水の供用開始区域の公示に関すること。
  - 8 課の庶務に関すること。
- 1 下水道事業会計に係る経理事務に関すること。
  - 2 下水道事業会計予算、決算に関すること。
  - 3 下水道事業会計に係る市債並びに一時借入金に関すること。
  - 4 下水道事業に係る定期監査に関すること。
  - 5 消費税の申告に関すること。
  - 6 公共下水道及び農業集落排水の統計調査に関すること。
  - 7 経営戦略に関すること。
- 1 公共下水道及び農業集落排水の建設に関すること。
  - 2 公共下水道及び農業集落排水の工事に係る補償に関すること。
  - 3 公共下水道及び農業集落排水の企画、調査に関すること。
  - 4 下水道事業の都市計画決定及び事業認可に関すること。
  - 5 公共下水道区域外流入に関すること。
- 1 下水道台帳の整備及び保管に関すること。
  - 2 公共下水道及び農業集落排水の占用に関すること。
  - 3 公共下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理に関すること。
  - 4 公共汚水枘設置承諾に関すること。
  - 5 除害施設、特定施設の設置及び指導取締りに関すること。
  - 6 除害施設、特定施設の立入検査及び水質検査に関すること。
  - 7 下水道事業管理者以外の者の行う下水道工事等に関すること。
  - 8 排水設備設置確認申請に関すること。
  - 9 指定排水設備業者及び責任技術者に関すること。
  - 10 宅地開発等に係る計画調整及び指導に関すること。
  - 11 汚水に係る建築確認の意見に関すること。

図 3 組織体系・事務分掌

## 2-4. 民間活力の活用状況

公共下水道事業、農業集落排水事業については、包括的民間委託により民間の活力を活用し、排水処理施設について施設管理の効率化を図るとともに、放流基準内で処理を実施しています。

## 2-5. 経営比較分析表等を活用した現状分析

### (1) 公共下水道事業

<経営の健全性・効率性について>

公共下水道事業の経常収支比率は、100%を下回っており、基準外繰入金に依存した経営状況となっています。また、経費回収率についても、100%を下回り、汚水処理費を下水道使用料で賄えていない状況が続いています。

今後、一時的には人口増加により使用料収入の増加が見込まれるものの、長期的には人口減少により使用料収入の減少が予想されることから、今後も更なる経費の削減等に努める必要があります。

<老朽化の状況について>

公共下水道事業は、急速に整備した施設の老朽化による大量更新期の到来に備え、ストックマネジメント手法による適切な資産管理を推進します。

表4 公共下水道事業の経営指標

※表中上段：本市当該値、表中下段：類似団体平均値

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考)
①経常収支比率(%)	87.43	97.66	95.96	94.53	94.65
※1	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )
②経費回収率(%)	79.74 (94.69)	96.25 (94.97)	92.47 (97.07)	89.74 (98.06)	88.31 ( - )
③汚水処理原価(円)	150.37 (159.78)	137.91 (159.49)	145.21 (157.81)	150.00 (157.37)	152.82 ( - )
④施設利用率(%)	62.43 (68.31)	65.23 (65.28)	64.94 (64.92)	63.96 (64.14)	61.94 ( - )
⑤水洗化率(%)	97.01 (92.62)	97.23 (92.72)	97.41 (92.88)	97.45 (92.90)	97.53 ( - )

※出典：経営比較分析表(令和元～4年度決算)

※1 令和2年度に地方公営企業法を一部適用したため、経営の健全性を示す収益的収支比率が経常収支比率に変更となった。

※ 経常収支比率(収益的収支比率)は、一般会計からの基準外繰入金を除外して算出した値であり、経営比較分析表値と異なるため、類似団体平均値は記載していない。

※ 令和元年度は収益的収支比率を記載

$$\text{収益的収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

・・・100%以上が望ましい

<各指標の算出方法>

① 経常収支比率(%) =  $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$

・・・100%以上が望ましい

② 経費回収率(%) =  $\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$

・・・100%以上が望ましい

③ 汚水処理原価(円) =  $\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$

・・・低いほうが望ましい

④ 施設利用率(%) =  $\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$

・・・高いほうが望ましい

⑤ 水洗化率(%) =  $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

・・・100%が望ましい

## (2) 農業集落排水事業

### <経営の健全性・効率性について>

農業集落排水事業は人口密度の低い地域を整備することから、公共下水道事業に比べると経費回収率が低く、汚水処理原価が高くなっており、水洗化率の向上対策や維持管理費等の更なる縮減を図っていく必要があります。

水洗化率については類似団体平均を下回っており、引き続き水洗化率上昇に向けた取り組みが必要です。

### <老朽化の状況について>

農業集落排水施設は、供用開始から年数が浅いため顕著な老朽化はありませんが、今後は施設の計画的な改良・更新が必要です。そのため、ストックマネジメント手法により、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。

表5 農業集落排水事業の経営指標

※表中上段：本市当該値、表中下段：類似団体平均値

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (参考)
①経常収支比率(%) ※1	100.92 ( - )	93.71 ( - )	93.23 ( - )	88.71 ( - )	90.90 ( - )
②経費回収率(%)	49.93 (57.31)	70.01 (57.08)	65.09 (56.26)	53.94 (52.94)	59.69 ( - )
③汚水処理原価(円)	221.08 (273.52)	178.91 (274.99)	191.75 (282.09)	230.60 (303.28)	207.45 ( - )
④施設利用率(%)	47.70 (50.14)	47.16 (54.83)	46.50 (66.53)	45.63 (52.35)	44.16 ( - )
⑤水洗化率(%)	78.74 (84.98)	78.08 (84.70)	79.34 (84.67)	80.12 (84.39)	80.68 ( - )

※出典：経営比較分析表(令和元～4年度決算)

※1 令和2年度に地方公営企業法を一部適用したため、経営の健全性を示す収益的収支比率が経常収支比率に変更となった。

※ 経常収支比率(収益的収支比率)は、一般会計からの基準外繰入金を除外して算出した値であり、経営比較分析表値と異なるため、類似団体平均値は記載していない。

※ 令和元年度は収益的収支比率を記載

収益的収支比率(%)=総収益÷(総費用+地方債償還金)×100

・・・100%以上が望ましい

<各指標の算出方法>

① 経常収支比率(%)=経常収益÷経常費用×100

・・・100%以上が望ましい

② 経費回収率(%)=下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100

・・・100%以上が望ましい

③ 汚水処理原価(円)=汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量

・・・低いほうが望ましい

④ 施設利用率(%)=晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100

・・・高いほうが望ましい

⑤ 水洗化率(%)=現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100

・・・100%が望ましい

### 第3章 将来の事業環境

#### 3-1. 人口の見通し

##### (1) 行政人口

『袖ヶ浦市総合計画後期基本計画策定に係る基礎調査報告書【令和7年1月】』では、本市の行政人口は、2025年（令和7年度）から減少に転じると予測しています。

これまで本市の人口は増加傾向で推移してきましたが、年少人口比率が下落している一方で、老年人口比率は上昇を続けており、今後減少に転じるものと推計しています。

##### (2) 下水道整備人口（供用開始人口）

公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、污水管渠の整備は概ね完了しています。

そのため、下水道整備人口は行政人口と同様の増減傾向で推移すると想定します。

##### (3) 水洗化人口

水洗化人口については、下水道整備人口に水洗化率の見込みを乗じて将来値を見通しました。

行政人口が減少に転じることで下水道整備人口及び水洗化人口も同様に減少傾向に転じると予測されます。

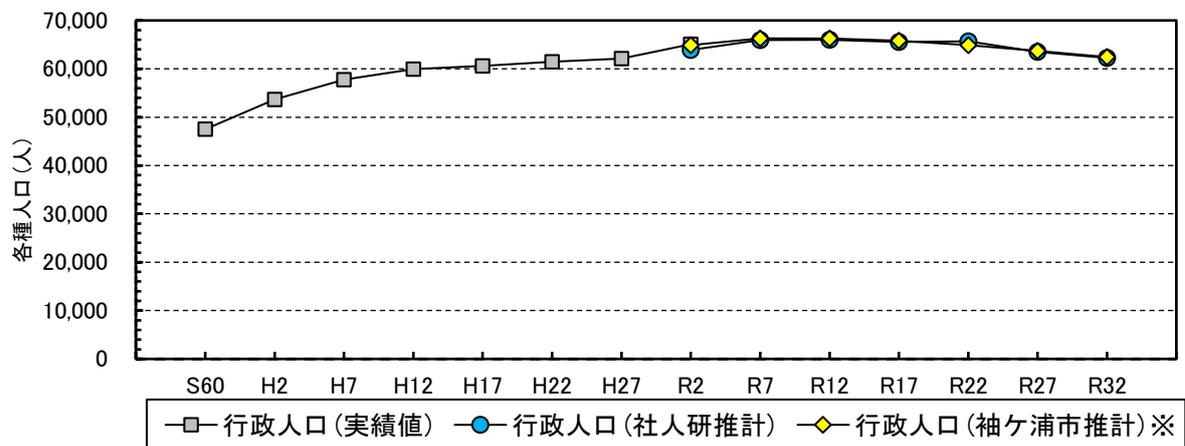


図4 行政人口の推移 R2 までは実績値

※袖ヶ浦市推計について、R27 までは『袖ヶ浦市総合計画後期基本計画策定に係る基礎調査報告書【令和7年1月】』に基づき、R32 は社人研推計における減少率を参考に、下水対策課で推計しました。

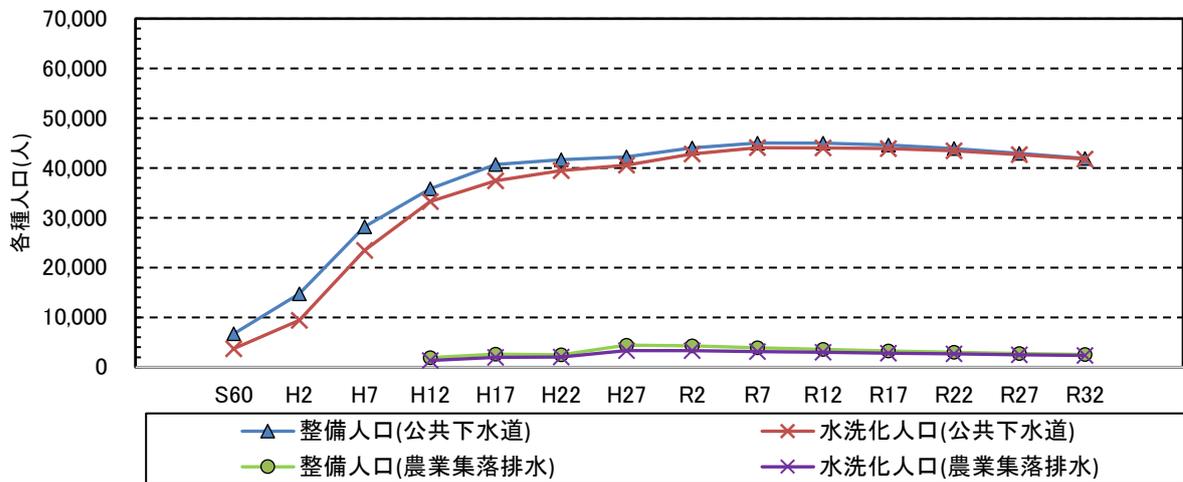


図5 整備人口と水洗化人口の推移 R2 までは実績値

### 3-2. 下水道有収水量の見通し

#### (1) 水利用状況

実績に基づく一人一日平均使用水量(生活用水)は下図のとおりとなっています。令和2年度から、新型コロナウイルス感染症拡大防止による在宅水需要により増加したと推測されますが、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。今後は、令和5年度の水準で横ばいに推移していくと見込んでいます。

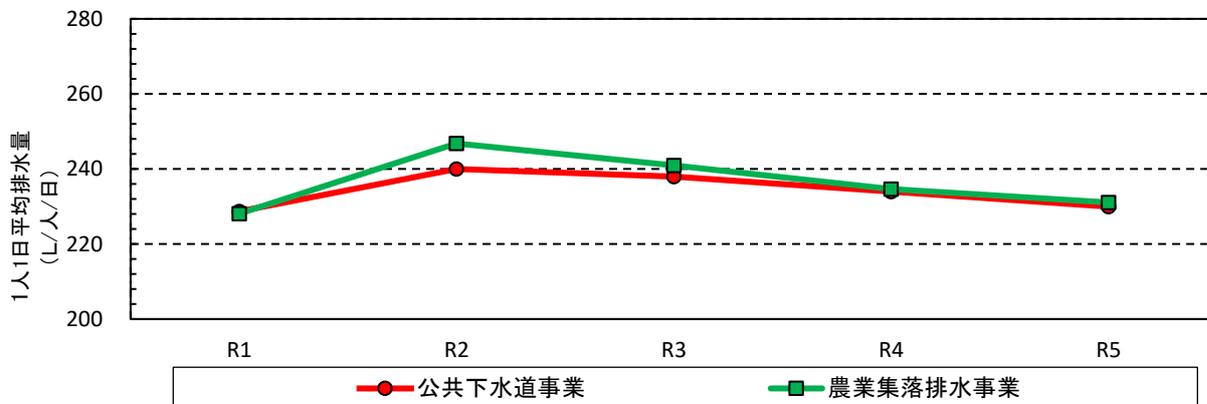


図6 下水道の一人一日平均排水量の推移

#### (2) 下水道有収水量

下水道有収水量(下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量)は、水洗化人口の増加により、堅調に推移しておりますが、将来的には人口減少に伴い微減傾向に転じると予測されます。

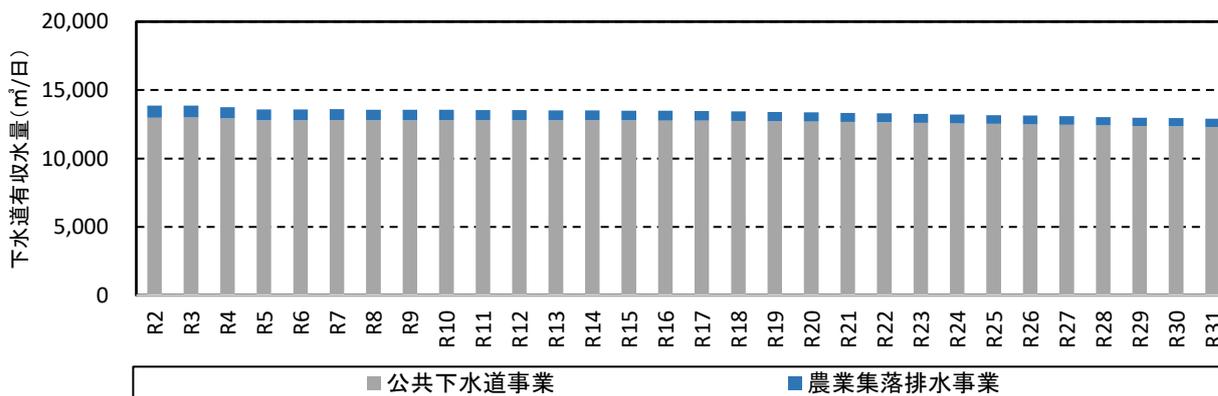


図7 下水道有収水量の推移

R2~R5 は実績値

### 3-3. 使用料収入の見通し

使用料収入についても堅調に推移しておりますが、将来的には有収水量の減少に伴い微減傾向に転じると予測されます。

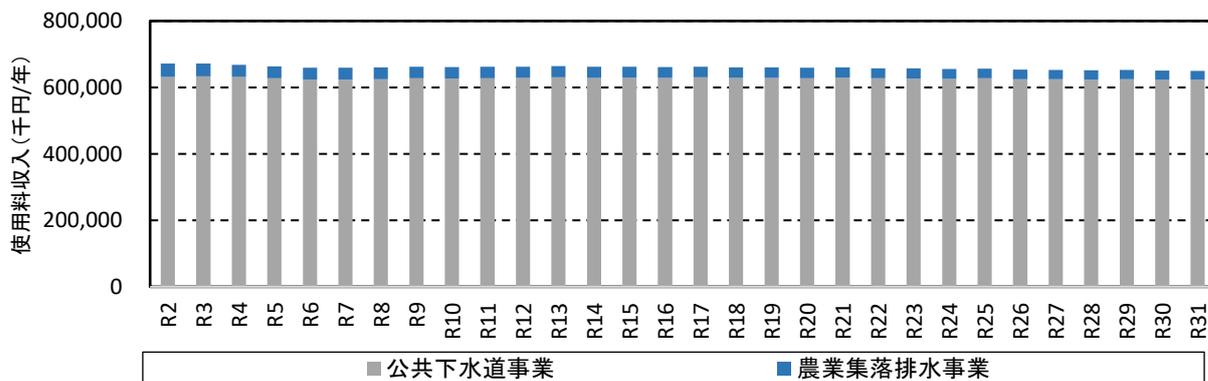


図8 使用料収入の推移 (現行料金での見通し)

R2~R5 は実績値

### 3-4. 施設の見通し

日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故の発生や下水道機能の停止を未然に防止するため、下水道施設全体を一体的に捉えた計画的/効率的な維持管理や改良・更新を推進するための手法として、ストックマネジメントがあります。本市では、平成30年3月に長期的な改良・更新需要の見通しを立て、『袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント実施方針』を策定しました。

今後は、ストックマネジメント手法により改良・更新需要を見直し、計画的かつ効率的な施設管理を推進します。

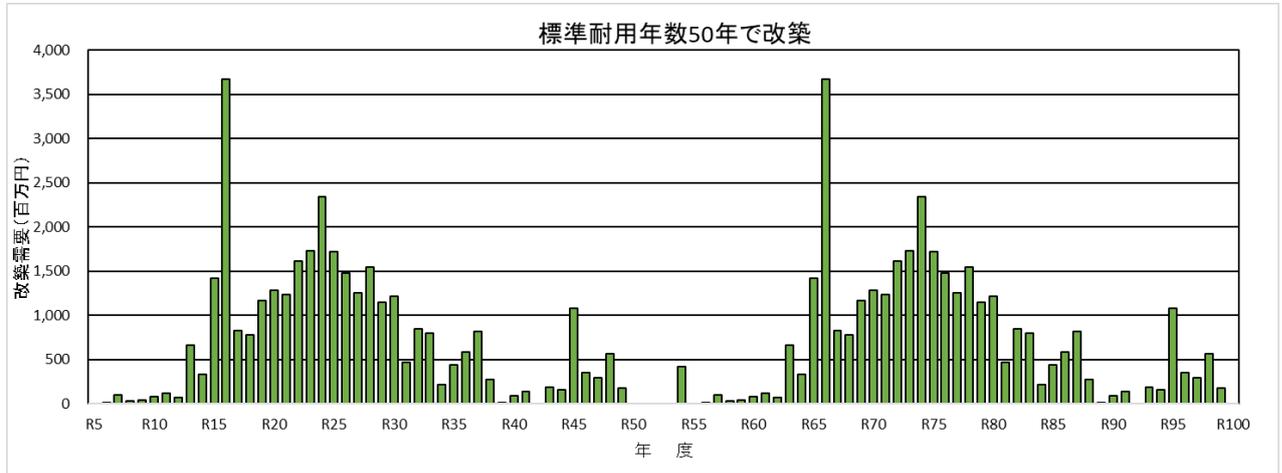


図9 管路施設の改良・更新需要の見通し(公共下水道事業)

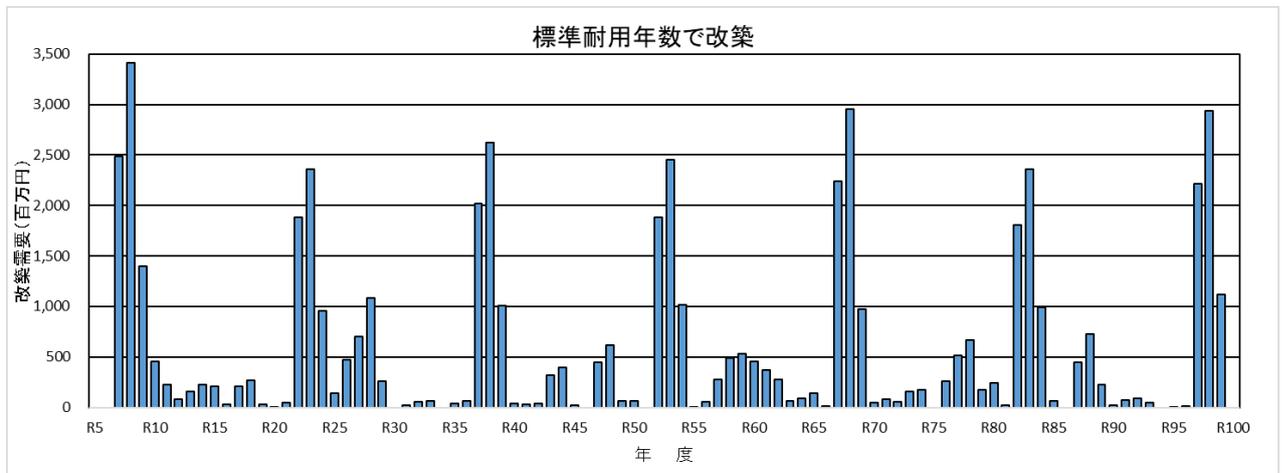


図10 処理場施設の改良・更新需要の見通し(公共下水道事業)

## 第4章 経営の基本方針

豊かな自然環境である河川やため池などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活を実現するために、本市の下水道事業の現状を踏まえ、経営の基本方針を以下のとおり設定します。

### 4-1. 経営の基本方針

#### (1) 地方公営企業法の適用

地方公営企業法の一部適用により、独立採算性、および透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討を進めます。(令和2年4月1日適用)

#### (2) 効率的な事業執行

これまでと同様に包括的民間委託等により、業務の効率化とコスト削減に取り組みます。

#### (3) 計画的な改良・更新事業の推進

管渠をはじめとした下水道施設の延命化と、その延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的としたストックマネジメント手法により、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用しながら計画的な改良・更新事業を推進し、事業費の平準化や施設の長寿命化を図ります。

#### (4) 水洗化率の向上

普及促進については、これまで下水道未接続者への戸別訪問及び水洗化促進の文書を送付するなど水洗化率の向上対策を行ってきました。今後も引き続き啓発活動やホームページを活用した広報活動、マンホールカードの配布によって下水道の認知度の向上を図り、水洗化率の向上に努めます。

### 4-2. 計画期間

本戦略の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

## 第5章 投資・財政計画(収支計画)

### 5-1. 計画策定方針

#### 5-1-1. 投資の方針

本戦略では、今後30年間の事業量の見通しを整理しました。以下に、新設及び改良・更新需要の概要を示します。

##### (1) 新設需要

公共下水道事業における終末処理場の運用方法は、県が策定する東京湾流域別下水道整備総合計画との整合を図り実施しています。これまで本市は、当該計画に基づき、施設の高度処理化の検討を進めてきましたが、当該計画が見直され、現在の処理方式である『標準活性汚泥法』での運用が示されたことから、施設の高度処理化が不要となったため、現状、新設需要はないものと見込んでおります。

##### (2) 改良・更新需要

耐用年数については国より示されている標準耐用年数を採用し、土木建築施設は耐用年数50年、機械電気設備は耐用年数15年として、将来の改良・更新需要を整理しました。

ただし、年間投資額が20億円を超える場合には、事業の前倒しや先送りを行い、費用の平準化を図ります。(なお、今回の試算では反映しておりませんが、今後はストックマネジメント手法により改良・更新需要を見直し、投資額の抑制を図る予定です。)

##### (3) その他の需要

令和5年度から令和9年度を計画期間とする『袖ヶ浦市下水道総合地震対策計画』に基づき、公共下水道事業における管路施設の耐震化を図ります。

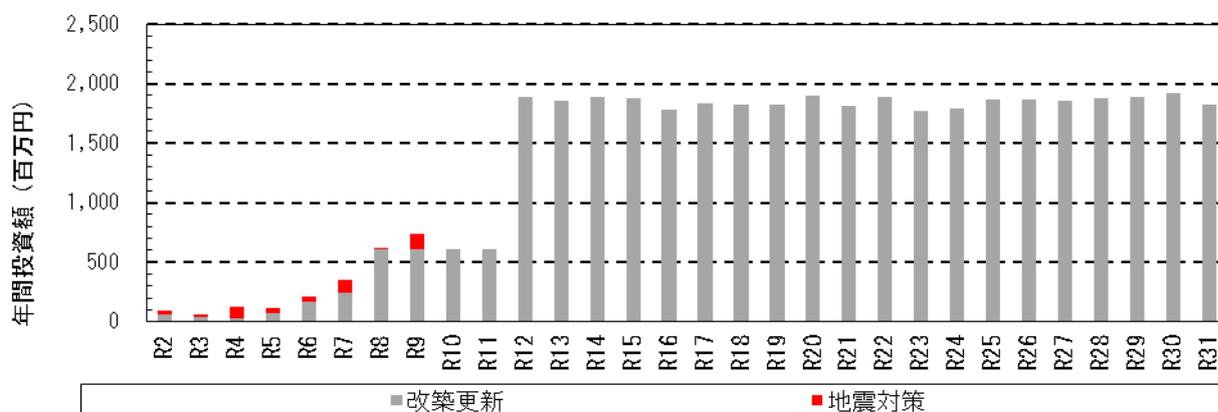


図11 年間投資額(公共下水道事業)

※R2~R5は実績値

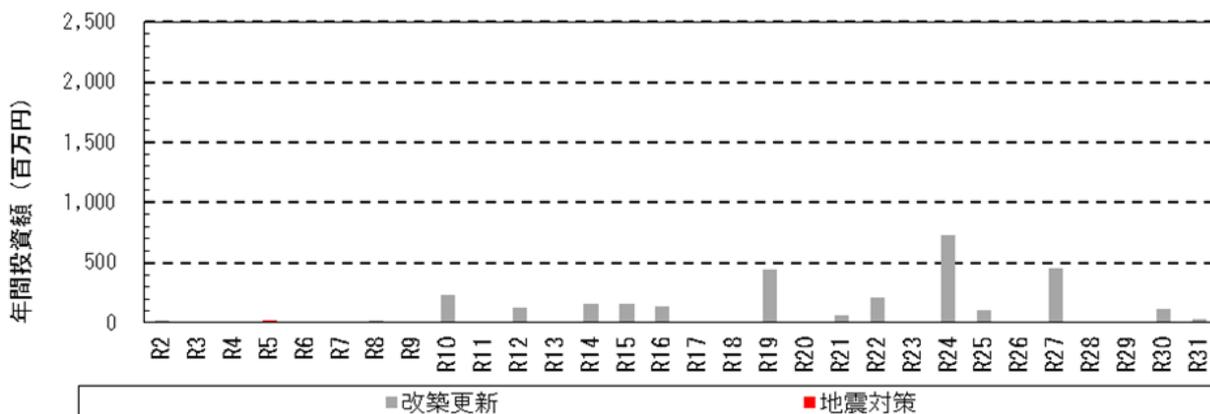


図12 年間投資額(農業集落排水事業)

※R2~R5は実績値

## 5-1-2. 財源の方針

### (1) 下水道使用料

下水道使用料については、将来予測される有収水量を基に将来の収納額を設定しました。なお、汚水処理に必要な財源を使用料で賄いきれていないため、国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」に基づき、令和8年度に料金改定を行った場合の試算により設定しました。

### (2) 交付金、企業債

将来の投資に対する財源として、交付金、企業債を想定しました。

### (3) 一般会計繰入金

使用料収入及び基準内繰入金で賄えない汚水資本費については、基準外繰入金で補てんしておりますが、資本的収支に関して基準外繰入金を抑制するため、必要に応じた資本費平準化債の発行を検討しました。

## 5-1-3. 投資以外の経費の方針

### (1) 職員給与費に関する事項

損益勘定職員に係る職員給与費は令和7年度の予算額を基に将来値を設定しました。一方、資本勘定職員に係る職員給与費は、過年度の建設改良費と職員給与費の相関を整理し、これを基に将来値を設定しました。

### (2) 維持管理費に関する事項

維持管理費は、近年の物価上昇を反映し、汚水量の増減に応じて変化する変動費と、変化しない固定費に区分し、将来値を設定しました。

## 5-2. 投資・財政計画の策定

前項の方針を踏まえ、本戦略の計画期間である令和2～11年度の投資・財政計画を別表1に示します。

## 5-3. 原価計算表

料金水準の検討資料である原価計算表を別表2に示します。

#### 5-4. 経営状況の見通し（4つの指標により推計）

経営状況の見通しを4つの指標により示します。なお、各種指標は令和8年度に料金改定を行った場合の試算値をもとに推計しています。

##### (1) 経常収支比率(経常収益÷経常費用×100%)

経常収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが求められます。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要になります。

令和11年度では、公共下水道事業は約100%となる見込みで、農業集落排水事業は、人口減少に伴う有収水量の減少もあり、約91%となる見込みです。

##### 【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経常収支比率(%)	97.7	96.0	94.5	94.7	94.3	94.0	100.2	100.2	100.1	100.1
経常収益(百万円)	1,199	1,206	1,218	1,223	1,198	1,181	1,287	1,304	1,339	1,354
経常費用(百万円)	1,227	1,257	1,289	1,292	1,270	1,257	1,285	1,302	1,338	1,353

※経常収益には基準外繰入金を含めていません。

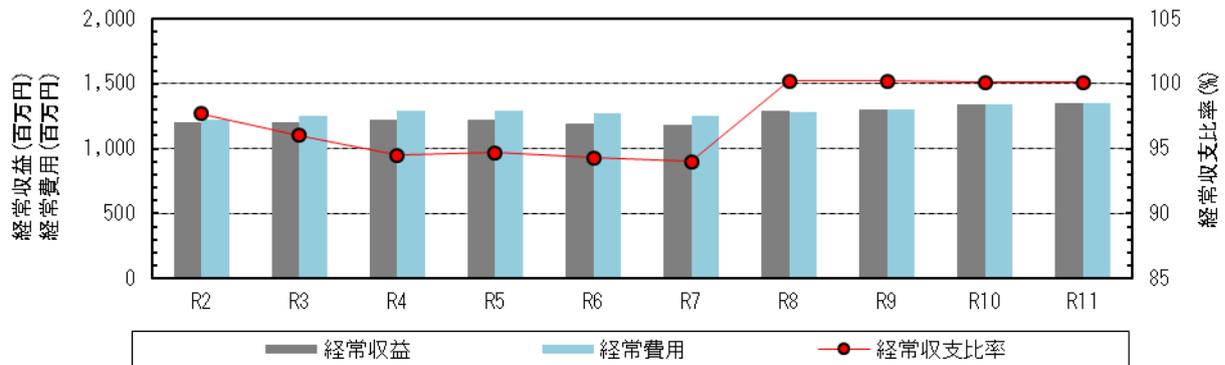


図 13 経常収支比率の推移(公共下水道事業)

※R2~R5は実績値

##### 【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経常収支比率(%)	93.7	93.2	88.7	90.9	90.8	91.0	91.5	91.1	90.9	91.1
経常収益(百万円)	262.7	258.8	249.2	243.6	234.1	231.7	233.2	233.4	231.5	241.5
経常費用(百万円)	280.3	277.6	280.9	268.0	257.8	254.5	255.0	256.1	254.8	265.1

※経常収益には基準外繰入金を含めていません。

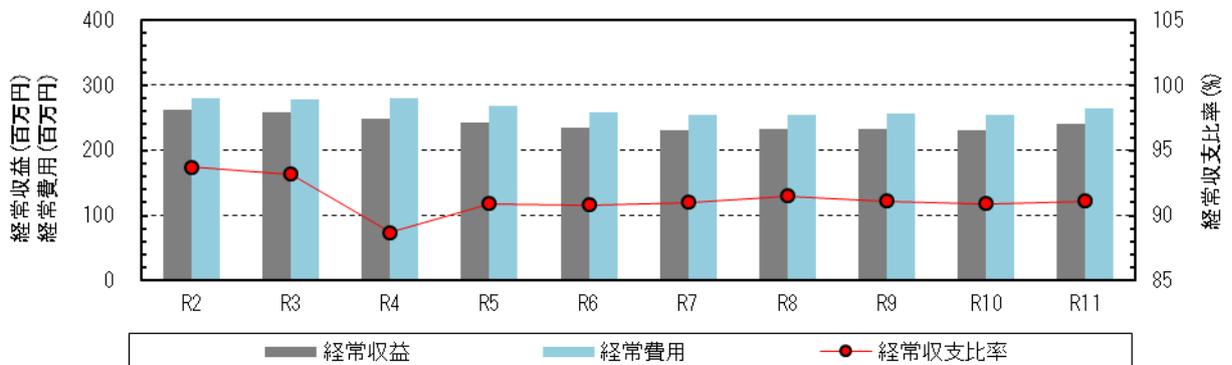


図 14 経常収支比率の推移(農業集落排水事業)

※R2~R5は実績値

## (2) 経費回収率(下水道使用料÷汚水処理費×100%)

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが求められます。数値が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

本市においては、令和 11 年度では、公共下水道事業は、国庫補助金や受託事業収益を含んだ経費回収率は 100%となる見込みで、農業集落排水事業では約 61%となる見込みです。

### 【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経費回収率(%)	96.3	92.5	89.7	88.3	89.4	88.0	98.5	99.4	98.5	99.4
下水道使用料(百万円/年)	636	637	635	631	627	624	701	703	701	701
汚水処理費(百万円/年)	661	689	707	715	701	709	712	707	712	705
経費回収率(%)補助金等補正後	96.3	92.5	89.7	90.2	89.4	89.0	100.0	100.0	100.0	100.0
下水道使用料等(百万円/年)	636	637	635	645	627	631	712	707	712	705
汚水処理費(百万円/年)	661	689	707	715	701	709	712	707	712	705

※汚水処理費は公費負担(分流式下水道等に要する経費)を控除した値を示します。

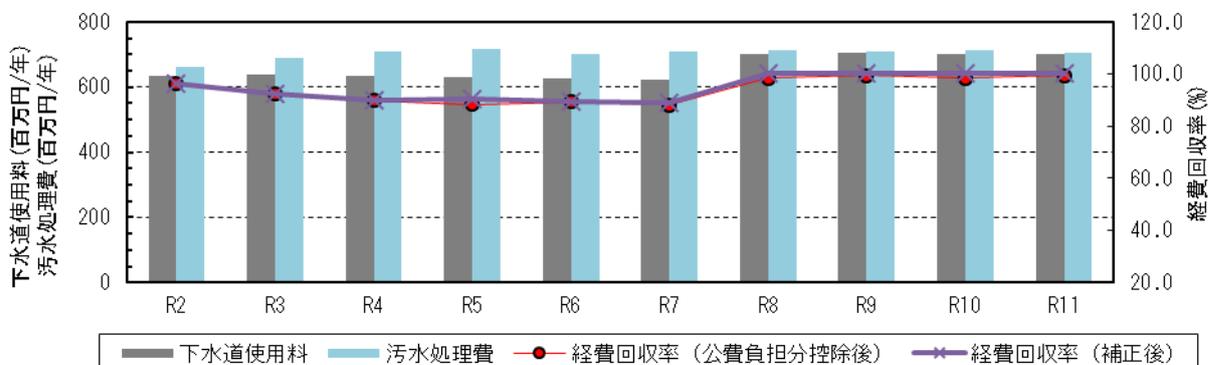


図 15 経費回収率の推移(公共下水道事業)

※R2~R5 は実績値

### 【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
経費回収率(%)	70.0	65.1	53.9	59.7	60.0	60.8	63.9	62.8	62.0	61.4
下水道使用料(百万円/年)	40.0	38.8	37.2	36.2	35.6	35.6	39.1	38.9	38.3	37.9
汚水処理費(百万円/年)	57.1	59.6	68.9	60.6	59.3	58.6	61.2	61.9	61.8	61.7

※汚水処理費は公費負担(分流式下水道等に要する経費)を控除した値を示します。

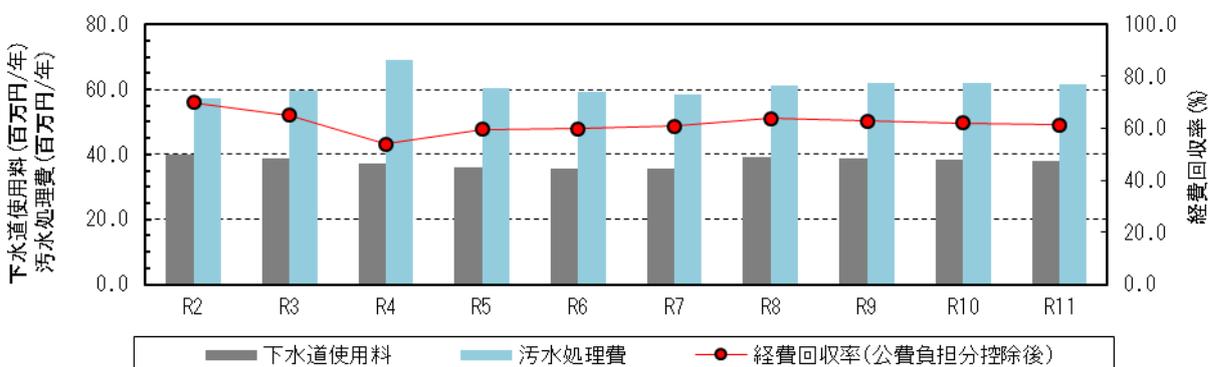


図 16 経費回収率の推移(農業集落排水事業)

※R2~R5 は実績値

### (3) 汚水処理原価(汚水処理費÷年間有収水量)

汚水処理原価は、有収水量 1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標で、安価ほど良いことを示します。

公共下水道事業については、公費負担分(分流式下水道等に要する経費)を控除した汚水処理原価は約 150 円/m<sup>3</sup>で推移します。一方、農業集落排水事業の汚水処理原価は増加傾向が予測され、計画最終年度には約 226 円/m<sup>3</sup>になる見込みです。これは、人口減少による有収水量の減収や物価上昇に伴う汚水処理費の増加を見込んだものです。

#### 【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
公費負担控除前(円/m <sup>3</sup> )	144.1	152.8	161.7	160.8	156.4	155.3	159.9	160.0	167.3	167.9
汚水処理費(千円)	690,374	725,196	762,617	752,274	730,612	726,349	746,962	749,499	781,545	784,272
年間有収水量(千m <sup>3</sup> /年)	4,791	4,745	4,716	4,678	4,670	4,676	4,671	4,684	4,672	4,672
公費負担控除後(円/m <sup>3</sup> )	137.9	145.2	150.0	152.8	150.0	151.6	152.5	150.9	152.5	150.9
汚水処理費(千円)	660,681	688,967	707,348	714,930	700,500	708,700	712,411	706,827	712,346	704,961
年間有収水量(千m <sup>3</sup> /年)	4,791	4,745	4,716	4,678	4,670	4,676	4,671	4,684	4,672	4,672

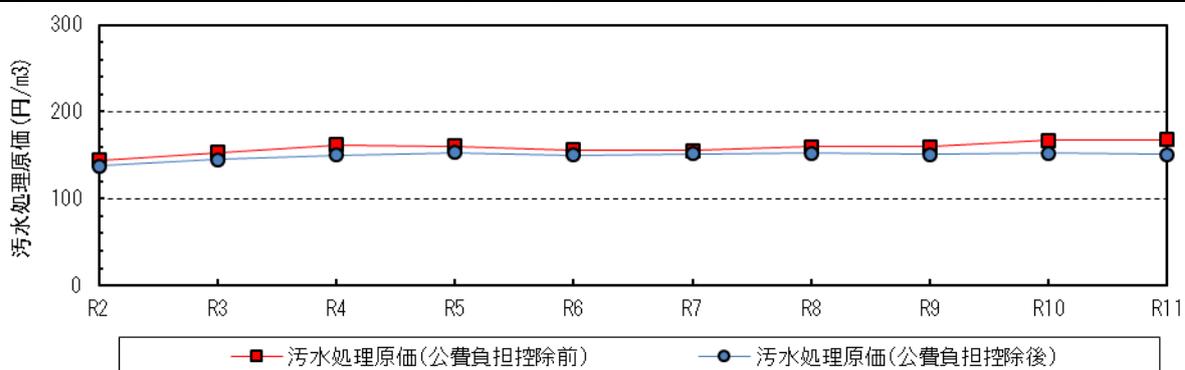


図 17 汚水処理原価の推移(公共下水道事業)

※R2~R5 は実績値

#### 【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
公費負担控除前(円/m <sup>3</sup> )	422.3	409.8	481.0	442.1	437.8	434.4	446.5	452.7	454.4	481.0
汚水処理費(千円)	134,874	127,440	143,620	129,080	126,735	124,809	125,642	126,443	125,231	131,168
年間有収水量(千m <sup>3</sup> /年)	319.4	311.0	298.6	292.0	289.5	287.3	281.4	279.3	275.6	272.7
公費負担控除後(円/m <sup>3</sup> )	178.9	191.8	230.6	207.5	204.7	203.9	217.7	221.6	224.2	226.2
汚水処理費(千円)	57,121	59,645	68,867	60,577	59,265	58,584	61,247	61,901	61,790	61,682
年間有収水量(千m <sup>3</sup> /年)	319.4	311.0	298.6	292.0	289.5	287.3	281.4	279.3	275.6	272.7

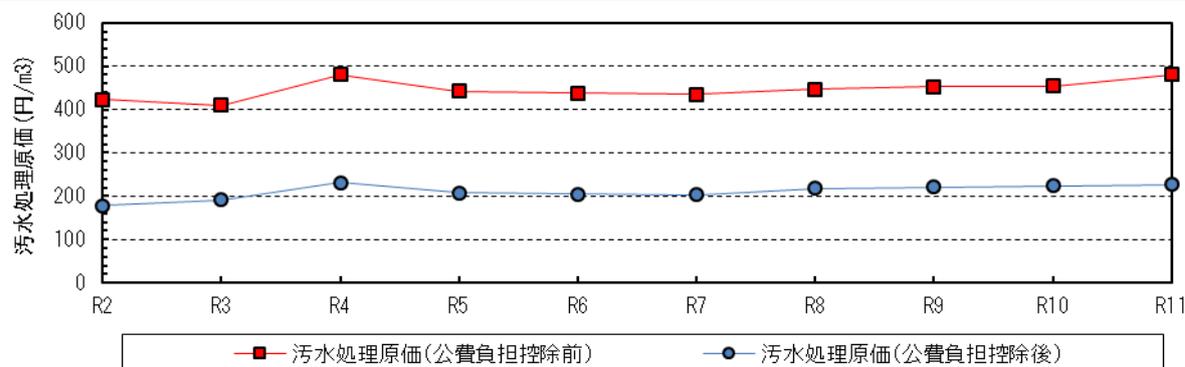


図 18 汚水処理原価の推移(農業集落排水事業)

※R2~R5 は実績値

(4) 企業債残高対事業規模比率((企業債現在高-一般会計負担額)÷(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)×100%)

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

公共下水道事業については令和8年度までは企業債現在高は減少するものの、その後は改築・更新需要の増大に伴って増加に転じる見込みです。その結果、企業債残高対事業規模比率も上昇傾向になることが予測されます。一方、農業集落排水事業の企業債残高対事業規模比率は、令和8年度以降、概ね一定の値で推移する見込みです。

【公共下水道事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
企業債残高対事業規模比率(%)	386	561	517	473	447	431	380	387	394	401
企業債現在高(百万円)	4,642	4,239	3,887	3,544	3,323	3,189	3,154	3,226	3,272	3,329
一般会計負担額(百万円)	2,189	661	606	553	518	497	492	503	510	519
営業収益(百万円)	642	638	635	632	627	628	705	707	705	705
受託工事収益(百万円)	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4
雨水処理負担金(百万円)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

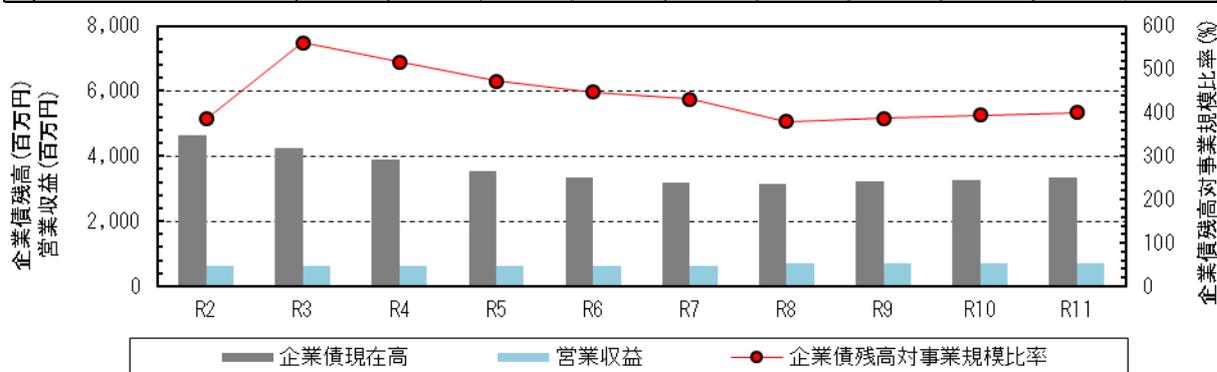


図 19 企業債残高対事業規模比率の推移(公共下水道事業) ※R2~R5 は実績値

【農業集落排水事業】

	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
企業債残高対事業規模比率(%)	1,466	3,790	3,829	3,830	3,776	3,666	3,237	3,131	3,322	3,219
企業債現在高(百万円)	1,708	1,659	1,604	1,562	1,515	1,471	1,427	1,373	1,434	1,376
一般会計負担額(百万円)	1122.0	187.4	181.2	176.4	171.2	166.3	161.3	155.2	162.1	155.4
営業収益(百万円)	40.0	38.8	37.2	36.2	35.6	35.6	39.1	38.9	38.3	37.9
受託工事収益(百万円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雨水処理負担金(百万円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

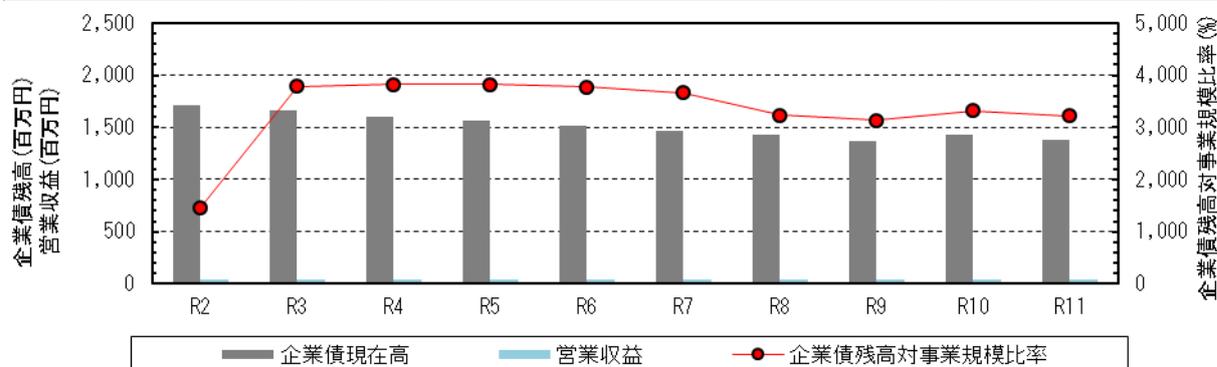


図 20 企業債残高対事業規模比率の推移(農業集落排水事業) ※R2~R5 は実績値

## 第6章 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組で今後検討予定の取組の概要

今後の更なる経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に向け、下記の事項の検討を進めます。

### 6-1. 投資計画

#### (1) 新規整備に関する事項

国と千葉県が示す基本方針に基づき、市内全域を対象として効率的・効果的に汚水処理施設整備を実施するために、公共下水道や合併処理浄化槽などによる整備区域を設定した「袖ヶ浦市汚水処理適正構想」に基づき、新規整備地区の整備について検討します。

#### (2) 広域化・共同化・最適化に関する事項

全国的な動向を注視しながら、近隣市町村と協働し、広域化・共同化に向けた検討を進めます。また、本市では、令和4年度に袖ヶ浦市汚水適正処理構想を策定していますが、この構想は中長期的な構想であるため、5年毎に社会情勢の変化等に応じて見直しを図ります。

#### (3) 投資の平準化に関する事項

本市公共下水道事業は供用開始から40年が経過しており、施設の老朽化が散見されます。そのため、今後は下水道施設の計画的な改良・更新が必要となることから、「袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に施設の更新を行っています。ストックマネジメント手法により、中長期的な改良・更新需要を見通すとともに、事業費の平準化を図り、事業の安定化を推進します。

#### (4) 民間活力の活用に関する事項

今後の改良・更新需要の増加に備え、資金調達から設計、施工、維持管理、運営などを民間に委ねるPPP・PFIの導入検討を行うなど、民間の資金の活用について検討します。

#### (5) 袖ヶ浦終末処理場の長期方針に関する事項

長期的な流入水量の予測及び施設の耐震性能等に基づき、終末処理場の長期方針を検討します。

#### (6) カーボンニュートラルに関する事項

機器等の更新においては、エネルギー効率の高い機器を選定するとともに機器に最適な環境での維持管理や、再生可能エネルギー由来の電力の利用等により、カーボンニュートラルの推進を図ります。

### 6-2. 財源計画

#### 使用料の見直しに関する事項

受益者負担の原則のもと適正な料金設定が求められることから、令和8年度に料金改定を行った場合の収支計画としていますが、今後、定期的に使用料改定の検討を行います。

### 6-3. 投資以外の経費の取組

#### (1) 職員給与費等に関する事項

今後の改良・更新需要の増加が見込まれる中、事業の重要性や業務内容の変化等に応じて、適正な職員数の確保に努めます。また、計画的に技術研修に参加するなど、人材育成に努めます。

#### (2) 動力費に関する事項

今後の改築・更新事業において省エネ型機器を積極的に導入することで、動力費の低減を進めます。

#### (3) 修繕費に関する事項

予防保全を計画的に行い、突発的に発生する事故を未然に防ぐとともに資産を長寿命化し、維持管理費の低減を進めます。

#### (4) 委託費に関する事項

統合できる委託業務について検討し、経費の削減、業務の効率化を進めます。今後も引き続き、民間活力を活かし、効率的かつ適正な維持管理を行うとともにコストの削減に努めます。

#### (5) その他に関する事項

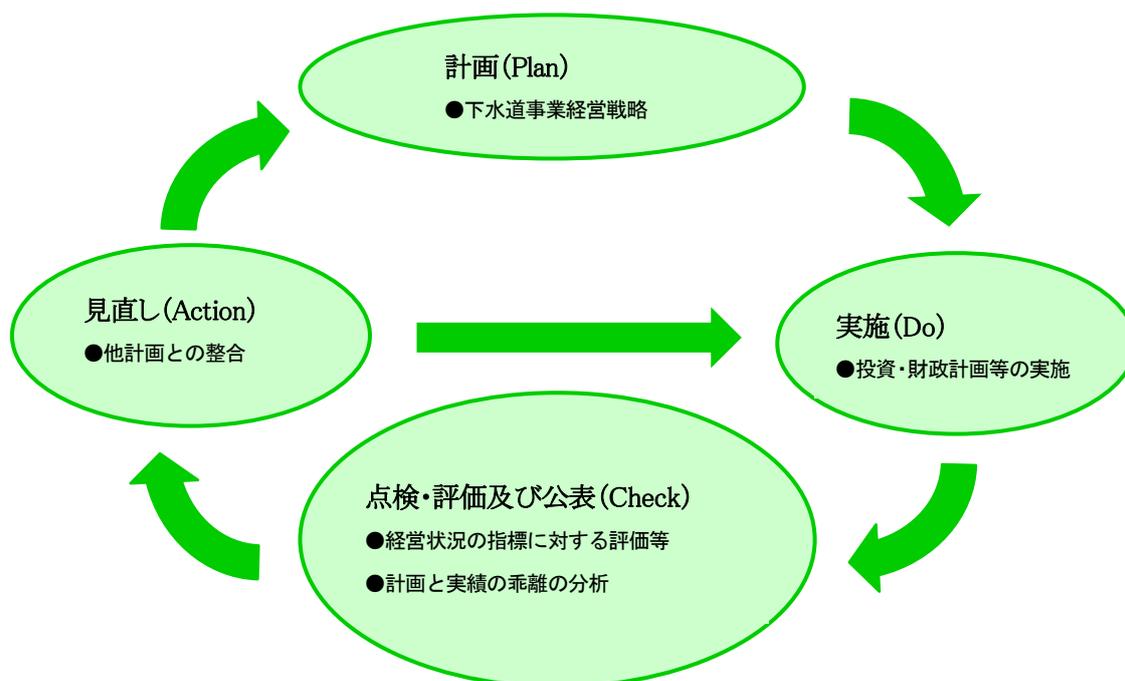
収納率向上等の財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ対策に取り組めます。

## 第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

今後は、実施状況の進捗管理を行うとともに、毎年度、事後検証を行い下水道運営審議会に報告し、意見を伺ったうえで、ホームページで公表するものとします。

本戦略は、概ね5年で改定することとし、計画の最終年度である令和11年度には、戦略全体の評価と次期戦略の策定を行うものとします。

具体的には、計画と実績の乖離の原因を分析し、「計画策定 (Plan) -実施 (Do) -検証 (Check) -見直し (Action)」のサイクルを活用して、次期戦略策定に反映します。また、経営状況の指標に対する評価を行い、ストックマネジメント手法・見直しに合わせた改定とします



## 第8章 経費回収率向上に向けた取組等

国土交通省「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和6年4月1日 国水下水事第51号）に基づき、公共下水道事業の経費回収率向上に向けた取組等を以下に示します。

現状の試算では約12.5%の改定が必要となりますが、料金改定については、農業集落排水事業も含め、袖ヶ浦市下水道事業運営審議会での審議や、社会情勢等を踏まえて検討します。

表6 公共下水道事業の経費回収率向上に向けた取組等

項目	内容
取組	経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に必要な財源を使用料で賄いきれていないため、令和8年度を目途として、下水道使用料の改定を行います。
業績目標	令和11年度に経費回収率100%とすることを目標とします。

※業績目標における経費回収率は、国庫補助金、受託事業収益等も含め算出します。

表 7 収益の収支(公共下水道事業+農業集落排水事業)(単位:千円)

※料金収入は令和8年度から約12.5%改定を行った場合の試算値

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)	682,350	672,738	668,756	664,048	659,409	659,689	740,089	741,760	739,253	738,986
	(1) 料金収入	675,910	672,178	668,406	663,648	659,009	659,379	739,779	741,450	738,943	738,676
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	6,440	560	350	400	400	310	310	310	310	310
	2. 営業外収益	963,578	1,045,690	1,065,923	1,107,702	999,782	954,071	929,119	861,954	863,237	881,744
	(1) 補助金	320,125	391,072	438,630	465,612	366,625	331,488	299,628	217,507	215,368	217,213
	他会計補助金	320,125	391,072	438,630	452,412	366,625	327,988	292,128	217,507	207,868	217,213
	その他補助金	0	0	0	13,200	0	3,500	7,500	0	7,500	0
	(2) 長期前受金戻入	642,387	651,998	625,590	641,166	632,239	621,727	628,635	643,591	647,013	663,675
	(3) その他	1,066	2,620	1,703	924	918	856	856	856	856	856
	収入計 (C)	1,645,928	1,718,428	1,734,679	1,771,750	1,659,191	1,613,760	1,669,208	1,603,714	1,602,490	1,620,730
	1. 営業費用	1,380,636	1,421,824	1,473,774	1,475,608	1,454,728	1,444,834	1,476,727	1,496,492	1,528,699	1,552,052
	(1) 職員給与費	71,227	75,544	77,391	81,737	82,789	77,740	77,740	78,501	78,501	78,501
	基本給	32,671	34,421	39,971	44,041	37,997	35,876	35,876	36,637	36,637	36,637
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	38,556	41,123	37,420	37,696	44,792	41,864	41,864	41,864	41,864	41,864
	(2) 経費	352,261	394,839	451,114	451,505	436,484	441,220	457,794	442,721	457,641	442,568
	動力費	50,000	55,096	70,149	57,493	63,821	63,822	63,533	63,476	63,413	63,356
	修繕費	795	1,364	7,222	11,262	13,763	25,159	25,159	25,159	25,159	25,159
	材料費	675	524	1,074	1,809	1,333	557	557	557	557	557
委託料	249,708	271,470	249,777	297,291	277,319	269,602	285,823	270,823	285,823	270,823	
その他	51,083	66,385	122,892	83,650	80,249	82,080	82,722	82,706	82,689	82,673	
(3) 減価償却費 (資産減耗費含む)	957,148	951,441	945,269	942,366	935,455	925,874	941,193	975,270	992,557	1,030,983	
2. 営業外費用	126,931	109,296	92,462	80,432	69,800	62,745	58,745	57,302	59,377	61,382	
(1) 支払利息	124,875	106,779	90,387	77,712	67,622	60,705	56,380	55,618	57,012	59,698	
(2) その他	2,056	2,517	2,075	2,720	2,178	2,040	2,365	1,684	2,365	1,684	
支出計 (D)	1,507,567	1,531,120	1,566,236	1,556,040	1,524,528	1,507,579	1,535,472	1,553,794	1,588,076	1,613,434	
経常損益 (C)-(D) (E)	138,361	187,308	168,443	215,710	134,663	106,181	133,736	49,920	14,414	7,296	
特別利益 (F)	0	0	6,828	18,352	29	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	39,369	410	7,052	8,661	445	455	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 39,369	△ 410	△ 224	9,691	△ 416	△ 455	0	0	0	0	
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) (I)	98,992	186,898	168,219	225,401	134,247	105,726	133,736	49,920	14,414	7,296	
減債積立金	0	98,992	193,442	160,253	225,401	134,247	105,726	133,736	49,920	14,414	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流動資産 (K)	213,083	204,546	205,779	377,628	236,543	230,610	239,339	239,632	239,192	239,145	
うち未収金	131,103	131,190	131,874	130,342	127,200	127,712	129,702	129,995	129,555	129,508	
流動負債 (L)	834,172	728,864	689,416	793,769	587,033	497,058	443,622	402,119	393,758	380,142	
うち建設改良費分	691,138	655,868	602,147	563,289	518,272	444,105	386,854	348,025	339,194	327,086	
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金	132,617	63,035	76,027	219,142	56,512	44,186	45,873	44,365	45,852	44,344	
累積欠損金比率 (I)/((A)-(B))×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (M)											
営業収益-受託工事収益 (A)-(B)	682,350	672,738	668,756	664,048	659,409	659,689	740,089	741,760	739,253	738,986	
地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M)×100											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P)×100											

表 8 資本的収支(公共下水道事業+農業集落排水事業)(単位：千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区分												
資本的 収支 (税込)	資本的 収入	1. 企業債	225,200	244,600	253,200	221,100	298,900	339,900	406,800	405,000	455,200	337,700
		うち資本費平準化債	177,600	200,400	189,500	139,200	168,000	126,000	87,500	36,500	35,600	33,200
		2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	150,728	104,424	21,129	3,180	2,171	2,175	2,179	2,183	1,017	0
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	27,537	8,215	57,625	44,928	83,320	144,810	319,315	368,500	419,723	304,500
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	6,732	5,720	1,406	3,324	1,311	0	0	0	0	0	
	計	(A)	410,197	362,959	333,360	272,532	385,702	486,885	728,294	775,683	875,940	642,200
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計(A)-(B)	(C)	410,197	362,959	333,360	272,532	385,702	486,885	728,294	775,683	875,940	642,200
	資本的 支出	1. 建設改良費	152,375	92,172	175,209	162,131	241,720	386,134	704,078	790,102	908,359	660,054
うち職員給与費		35,910	24,944	28,917	23,348	25,007	25,187	63,594	51,516	67,064	49,468	
2. 企業債償還金		698,080	696,398	660,666	606,635	569,324	521,283	485,947	386,854	348,025	339,194	
3. 他会計長期借入金返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他		3,863	0	6,282	1,264	2,696	2,475	2,475	2,475	2,475	2,475	
計	(D)	854,318	788,570	842,157	770,030	813,740	909,892	1,192,500	1,179,431	1,258,859	1,001,723	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		(E)	444,121	425,611	508,797	497,498	428,038	423,007	464,206	403,748	382,919	359,523
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	308,329	299,443	319,679	292,615	303,232	304,147	312,558	331,679	345,544	356,365	
	2. 利益剰余金処分額	33,613	26,338	3,319	33,932	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	102,179	99,830	185,799	170,951	124,806	118,860	151,648	72,069	37,375	3,158	
計	(F)	444,121	425,611	508,797	497,498	428,038	423,007	464,206	403,748	382,919	359,523	
補填財源不足額 (E)-(F)		(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高		(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高		(H)	6,349,959	5,898,160	5,490,694	5,105,159	4,834,735	4,653,352	4,574,205	4,592,351	4,699,526	4,698,032

表 9 他会計繰入金(公共下水道事業+農業集落排水事業)(単位：千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分											
収益的収支分		326,335	391,072	438,630	452,412	366,625	327,988	292,128	217,507	207,868	217,213
うち基準内繰入金		141,609	134,221	167,949	143,216	136,086	123,333	138,400	146,662	172,083	188,237
うち基準外繰入金		184,726	256,851	270,681	309,196	230,539	204,655	153,728	70,845	35,785	28,976
資本的収支分		150,728	104,424	21,129	3,180	2,171	2,175	2,179	2,183	1,017	0
うち基準内繰入金		14,972	11,339	7,366	2,168	2,171	2,175	2,179	2,183	1,017	0
うち基準外繰入金		135,756	93,085	13,763	1,012	0	0	0	0	0	0
合計		477,063	495,496	459,759	455,592	368,796	330,163	294,307	219,690	208,885	217,213

表 10 収益的収支(公共下水道事業)(単位:千円)

※料金収入は令和8年度から約12.5%改定を行った場合の試算値

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	642,357	637,624	635,124	631,737	627,362	627,926	705,221	707,137	705,156	705,271	
	(1) 料金収入	635,917	637,064	634,774	631,337	626,962	623,811	700,650	702,600	700,650	700,800	
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	3,805	4,261	4,227	4,196	4,161
	(3) その他	6,440	560	350	400	400	310	310	310	310	310	310
	2. 営業外収益	708,998	790,456	814,222	865,791	772,548	729,576	694,646	639,210	634,225	649,109	
	(1) 補助金	198,917	277,199	313,031	351,269	258,973	225,187	183,053	112,993	104,414	107,023	
	他会計補助金	198,917	277,199	313,031	338,069	258,973	221,687	175,553	112,993	96,914	107,023	
	その他補助金	0	0	0	13,200	0	3,500	7,500	0	7,500	0	
	(2) 長期前受金戻入	509,470	512,651	499,504	513,616	512,673	503,549	510,753	525,377	528,971	541,246	
	(3) その他	611	606	1,687	906	902	840	840	840	840	840	
	収入計 (C)	1,351,355	1,428,080	1,449,346	1,497,528	1,399,910	1,357,502	1,399,867	1,346,347	1,339,381	1,354,380	
	1. 営業費用	1,132,165	1,178,211	1,224,202	1,237,012	1,225,412	1,217,414	1,247,758	1,265,310	1,297,847	1,311,817	
	(1) 職員給与費	59,675	62,940	56,871	68,034	70,752	65,236	65,236	65,236	65,236	65,236	
	基本給	27,464	28,570	29,550	36,418	32,243	29,927	29,927	29,927	29,927	29,927	
	退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	32,211	34,370	27,321	31,616	38,509	35,309	35,309	35,309	35,309	35,309	
	(2) 経費	302,484	348,470	402,393	403,824	388,743	394,414	408,781	393,781	408,781	393,781	
	動力費	40,037	48,755	65,486	50,695	58,091	58,091	57,917	57,917	57,917	57,917	
	修繕費	795	1,364	7,222	6,931	8,843	21,239	21,239	21,239	21,239	21,239	
	材料費	675	524	1,074	1,475	1,138	123	123	123	123	123	
委託料	215,392	236,198	228,488	274,282	253,453	246,069	259,937	244,937	259,937	244,937		
その他	45,585	61,629	100,123	70,441	67,219	68,892	69,565	69,565	69,565	69,565		
(3) 減価償却費 (資産減耗費含む)	770,006	766,801	764,938	765,154	765,917	757,764	773,741	806,293	823,830	852,800		
2. 営業外費用	95,074	79,008	64,667	54,882	44,889	39,495	36,962	36,566	39,664	40,693		
(1) 支払利息	94,982	78,912	64,514	53,505	44,759	39,047	36,189	36,474	38,891	40,601		
(2) その他	92	96	153	1,377	130	448	773	92	773	92		
支出計 (D)	1,227,239	1,257,219	1,288,869	1,291,894	1,270,301	1,256,909	1,284,720	1,301,876	1,337,511	1,352,510		
経常損益 (C)-(D) (E)	124,116	170,861	160,477	205,634	129,609	100,593	115,147	44,471	1,870	1,870		
特別利益 (F)	0	0	6,828	15,036	29	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)	37,432	326	7,052	1,212	409	364	0	0	0	0		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 37,432	△ 326	△ 224	13,824	△ 380	△ 364	0	0	0	0		
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) (I)	86,684	170,535	160,253	219,458	129,229	100,229	115,147	44,471	1,870	1,870		
減債積立金	0	86,684	170,535	160,253	219,458	129,229	100,229	115,147	44,471	1,870		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
流動資産 (K)	160,863	176,220	171,390	332,977	203,349	195,156	206,207	206,549	206,207	206,234		
うち未収金	122,422	121,659	124,237	122,103	120,230	120,792	122,824	123,166	122,824	122,851		
流動負債 (L)	695,065	613,745	569,873	664,077	478,860	387,351	347,087	306,618	295,576	283,498		
うち建設改良費分	585,511	546,169	493,423	451,209	415,728	340,292	296,410	258,605	247,082	236,502		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	100,038	58,515	66,808	202,638	51,660	39,399	40,834	39,336	40,834	39,336		
累積欠損金比率 (I)/((A)-(B))×100 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (N)												
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (O)	642,357	637,624	635,124	631,737	627,362	624,121	700,960	702,910	700,960	701,110		
地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M)×100 (P)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (Q)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (R)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (S)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P)×100 (T)												

表 11 資本的収支(公共下水道事業)(単位：千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区分												
資本的 収入 (税込)	1. 企業債	184,300	187,600	197,900	153,700	232,900	281,600	347,400	368,500	304,400	304,500	
	うち資本費平準化債	145,200	151,900	136,500	87,600	110,000	76,500	36,400	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計補助金	134,498	104,424	21,129	3,010	2,171	2,175	2,179	2,183	1,017	0	
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	18,037	8,215	54,127	41,592	83,320	144,810	311,000	368,500	304,501	304,500	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. その他	6,512	5,720	1,406	2,624	1,091	0	0	0	0	0	
	計	(A)	343,347	305,959	274,562	200,926	319,482	428,585	660,579	739,183	609,918	609,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計(A)-(B)	(C)	343,347	305,959	274,562	200,926	319,482	428,585	660,579	739,183	609,918	609,000
	資本的 支出	1. 建設改良費	128,846	83,249	164,658	142,449	233,379	376,780	673,262	790,102	660,054	660,054
うち職員給与費		35,910	24,944	28,917	23,258	25,007	25,187	49,676	51,516	49,468	49,468	
2. 企業債償還金		601,223	590,021	550,230	497,051	456,243	417,854	382,133	296,410	258,605	247,082	
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他		3,863	0	6,282	1,264	2,696	2,475	2,475	2,475	2,475	2,475	
計	(D)	733,932	673,270	721,170	640,764	692,318	797,109	1,057,870	1,088,987	921,134	909,611	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	390,585	367,311	446,608	439,838	372,836	368,524	397,291	349,804	311,216	300,611	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	260,536	254,150	265,434	238,848	253,260	254,215	262,988	280,916	294,859	300,611	
	2. 利益剰余金処分額	33,613	26,338	3,319	33,932	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	96,436	86,823	177,855	167,058	119,576	114,309	134,303	68,888	16,357	0	
計	(F)	390,585	367,311	446,608	439,838	372,836	368,524	397,291	349,804	311,216	300,611	
補填財源不足額	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高	(H)	4,641,756	4,239,334	3,887,004	3,543,653	3,320,310	3,184,056	3,149,323	3,221,413	3,267,208	3,324,626	

表 12 他会計繰入金(公共下水道事業)(単位：千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分											
収益的 収支分		205,127	277,199	313,031	338,069	258,973	221,687	175,553	112,993	96,914	107,023
	うち基準内繰入金	52,283	55,601	82,017	63,348	57,128	45,380	62,276	70,392	96,914	107,023
	うち基準外繰入金	152,844	221,598	231,014	274,721	201,845	176,307	113,277	42,601	0	0
資本的 収支分		134,498	104,424	21,129	3,010	2,171	2,175	2,179	2,183	1,017	0
	うち基準内繰入金	14,972	11,339	7,366	2,168	2,171	2,175	2,179	2,183	1,017	0
	うち基準外繰入金	119,526	93,085	13,763	842	0	0	0	0	0	0
合計		339,625	381,623	334,160	341,079	261,144	223,862	177,732	115,176	97,931	107,023

表 13 収益的収支(農業集落排水事業)(単位:千円)

※料金収入は令和8年度から約12.5%改定を行った場合の試算値

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	39,993	38,825	37,150	36,160	35,608	35,568	39,129	38,850	38,293	37,876	
	(1) 料金収入	39,993	38,825	37,150	36,160	35,608	35,568	39,129	38,850	38,293	37,876	
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 営業外収益	254,580	255,234	251,701	241,911	227,234	224,495	234,473	222,744	229,012	232,635	
	(1) 補助金	121,208	113,873	125,599	114,343	107,652	106,301	116,575	104,514	110,954	110,190	
	他会計補助金	121,208	113,873	125,599	114,343	107,652	106,301	116,575	104,514	110,954	110,190	
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入	132,917	139,347	126,086	127,550	119,566	118,178	117,882	118,214	118,042	122,429	
	(3) その他	455	2,014	16	18	16	16	16	16	16	16	
	収入計 (C)	294,573	294,059	288,851	278,071	262,842	260,063	273,602	261,594	267,305	270,511	
	収益的 支出 (税抜)	1. 営業費用	248,471	247,324	253,090	242,445	232,877	231,225	233,230	235,409	235,048	244,396
		(1) 職員給与費	11,552	12,604	20,520	13,703	12,037	12,504	12,504	13,265	13,265	13,265
		基本給	5,207	5,851	10,421	7,623	5,754	5,949	5,949	6,710	6,710	6,710
		退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	6,345	6,753	10,099	6,080	6,283	6,555	6,555	6,555	6,555	6,555
		(2) 経費	49,777	50,080	52,239	51,530	51,302	50,611	53,274	53,167	53,056	52,948
		動力費	9,963	6,341	4,663	6,798	5,731	5,731	5,616	5,559	5,496	5,439
		修繕費	0	0	0	4,331	4,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
		材料費	0	0	0	334	195	434	434	434	434	434
委託料		34,316	35,272	21,289	23,009	23,866	23,533	25,886	25,886	25,886	25,886	
その他		5,498	8,467	26,287	17,058	16,591	16,993	17,418	17,368	17,320	17,269	
(3) 減価償却費		187,142	184,640	180,331	177,212	169,538	168,110	167,452	168,977	168,727	178,183	
2. 営業外費用		31,857	30,288	27,795	25,550	24,911	23,250	21,783	20,736	19,713	20,689	
(1) 支払利息		29,893	27,867	25,873	24,207	22,863	21,658	20,191	19,144	18,121	19,097	
(2) その他		1,964	2,421	1,922	1,343	2,048	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592	
支出計 (D)	280,328	277,612	280,885	267,995	257,788	254,475	255,013	256,145	254,761	265,085		
経常損益 (C)-(D) (E)	14,245	16,447	7,966	10,076	5,054	5,588	18,589	5,449	12,544	5,426		
特別利益 (F)	0	0	0	3,316	14	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)	1,937	84	0	7,449	50	91	0	0	0	0		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 1,937	△ 84	0	△ 4,133	△ 36	△ 91	0	0	0	0		
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H) (I)	12,308	16,363	7,966	5,943	5,018	5,497	18,589	5,449	12,544	5,426		
減債積立金	0	12,308	22,907	0	5,943	5,018	5,497	18,589	5,449	12,544		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
流動資産 (K)	52,220	28,326	34,389	44,651	33,194	35,454	33,132	33,083	32,985	32,911		
うち未収金	8,681	9,531	7,637	8,239	6,970	6,920	6,878	6,829	6,731	6,657		
流動負債 (L)	139,107	115,119	119,543	129,692	108,173	109,707	96,535	95,501	98,182	96,644		
うち建設改良費分	105,627	109,699	108,724	112,080	102,544	103,813	90,444	89,420	92,112	90,584		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	32,579	4,520	9,219	16,504	4,852	4,787	5,039	5,029	5,018	5,008		
累積欠損金比率 (I)/((A)-(B))×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (M)												
営業収益-受託工事収益 (A)-(B)	39,993	38,825	37,150	36,160	35,608	35,568	39,129	38,850	38,293	37,876		
地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M)×100												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P)×100												

表 14 資本的収支(農業集落排水事業)(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分											
資本的 収入 (税込)	1. 企業債	40,900	57,000	55,300	67,400	66,000	58,300	59,400	36,500	150,800	33,200
	うち資本費平準化債	32,400	48,500	53,000	51,600	58,000	49,500	51,100	36,500	35,600	33,200
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	16,230	0	0	170	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	9,500	0	3,498	3,336	0	0	8,315	0	115,222	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	220	0	0	700	220	0	0	0	0	0
	計 (A)	66,850	57,000	58,798	71,606	66,220	58,300	67,715	36,500	266,022	33,200
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計(A)-(B) (C)	66,850	57,000	58,798	71,606	66,220	58,300	67,715	36,500	266,022	33,200
	資本的 支出	1. 建設改良費	23,529	8,923	10,551	19,682	8,341	9,354	30,816	0	248,305
うち職員給与費		0	0	0	90	0	0	13,918	0	17,596	0
2. 企業債償還金		96,857	106,377	110,436	109,584	113,081	103,429	103,814	90,444	89,420	92,112
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	120,386	115,300	120,987	129,266	121,422	112,783	134,630	90,444	337,725	92,112	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	53,536	58,300	62,189	57,660	55,202	54,483	66,915	53,944	71,703	58,912	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	47,793	45,293	54,245	53,767	49,972	49,932	49,570	50,763	50,685	55,754
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	5,743	13,007	7,944	3,893	5,230	4,551	17,345	3,181	21,018	3,158
計 (F)	53,536	58,300	62,189	57,660	55,202	54,483	66,915	53,944	71,703	58,912	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高	1,708,203	1,658,826	1,603,690	1,561,506	1,514,425	1,469,296	1,424,882	1,370,938	1,432,318	1,373,406	

表 15 他会計繰入金(農業集落排水事業)(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区分											
収益的収支分		121,208	113,873	125,599	114,343	107,652	106,301	116,575	104,514	110,954	110,190
	うち基準内繰入金	89,326	78,620	85,932	79,868	78,958	77,953	76,124	76,270	75,169	81,214
	うち基準外繰入金	31,882	35,253	39,667	34,475	28,694	28,348	40,451	28,244	35,785	28,976
資本的収支分		16,230	0	0	170	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	16,230	0	0	170	0	0	0	0	0	0
合計	137,438	113,873	125,599	114,513	107,652	106,301	116,575	104,514	110,954	110,190	

表 16 原価計算表（公共下水道事業+農業集落排水事業）

供用開始年月日 昭和59年 4月 1日  
 処理区域内人口 48,799人  
 計算期間 令和 8年4月  
 至令和12年3月  
 (4年間)

項 目		金 額			
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使	用 料 (X)	千円 663,648	千円 657,848	千円	千円 657,848
受	託 工 事 収 益	0	0		0
そ	の 他	1,108,102	884,324		884,324
合	計	1,775,599	1,546,383	0	1,542,172

項 目		金 額				
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)	
管 渠 費	人 件 費	給 料	千円 3,904	千円 3,900	千円 3,900	千円 0
	諸 手 当	2,023	2,881	2,609	272	
	福 利 費 他	2,171	2,177	1,208	969	
	修 繕 費	7,118	15,759	0	15,759	
	材 料 費	1,542	545	0	545	
	委 託 料	19,370	19,873	0	19,873	
	そ の 他	8,644	8,261	0	8,261	
	小 計	44,772	53,396	7,717	45,679	
処 理 場 費	人 件 費	給 料	13,680	11,800	4,935	6,865
	諸 手 当	7,149	8,555	3,501	5,054	
	福 利 費 他	3,961	3,716	1,671	2,045	
	動 力 費	57,493	63,445	0	63,445	
	修 繕 費	4,144	9,400	0	9,400	
	材 料 費	267	12	0	12	
	薬 品 費	1,586	1,513	0	1,513	
	委 託 料	272,587	258,449	3,440	255,009	
そ の 他	12,254	9,669	0	9,669		
小 計	373,121	366,559	13,547	353,012		
一 般 管 理 費	人 件 費	給 料	26,457	20,747	5,510	15,237
	諸 手 当	14,794	17,464	4,605	12,859	
	福 利 費	7,598	7,071	1,856	5,215	
	委 託 料	5,334	1	0	1	
	そ の 他	63,886	65,280	0	65,280	
小 計	118,069	110,563	11,971	98,592		
資 本 費	支 払 利 息	77,712	57,177	21,663	35,514	
	減 価 償 却 費	942,366	985,001	751,336	233,665	
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0	
小 計	1,020,078	1,042,178	772,999	269,179		
合 計 (Y)	1,556,040	1,572,696	806,234	766,462		

資 産 維 持 費 ( Z )	0
使 用 料 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	766,462

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 86$$

<使用料水準についての説明>

本原価計算表は料金水準を確認するための資料であるため、「料金改定未実施」のシミュレーション結果をもとに算定しています。算定の結果、使用料対象経費に対する料金収入の割合は約86%となり、使用料対象経費を料金収入で賄えていない状況です。そのため、収支計画では令和8年度に料金改定を行う試算により作成しています。

表 17 原価計算表（公共下水道事業）

別表 2

供用開始年月日 昭和59年 4月 1日  
 処理区域内人口 44,861人  
 計算期間 令和 8年4月  
 至令和12年3月  
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料 (X)	631,337	623,578		623,578
受託工事収益	0	4,211		4,211
その他	866,191	654,608		654,608
合計	1,497,528	1,282,397	0	1,282,397

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給料	3,904	3,900	3,900	0
	諸手当	1,928	2,793	2,609	184
	福利費他	2,171	2,177	1,208	969
	修繕費	3,607	12,659		12,659
	材料費	1,208	111		111
	委託料	14,890	14,812		14,812
	その他	3,733	3,993		3,993
小計	31,441	40,445	7,717	32,728	
処理場費	人件費				
	給料	9,970	8,759	4,935	3,824
	諸手当	5,121	6,702	3,501	3,201
	福利費他	2,907	3,013	1,671	1,342
	動力費	50,695	57,917		57,917
	修繕費	3,324	8,580		8,580
	材料費	267	12		12
	薬品費	0	0		0
委託料	255,594	237,624	968	236,656	
その他	10,148	7,400		7,400	
小計	338,026	330,007	11,075	318,932	
一般管理費	人件費				
	給料	22,544	17,268	3,791	13,477
	諸手当	12,879	14,659	3,219	11,440
	福利費	6,610	5,965	1,310	4,655
	委託料	3,798	1		1
その他	57,937	58,605		58,605	
小計	103,768	96,498	8,320	88,178	
資本費	支払利息	53,505	38,039	2,525	35,514
	減価償却費	765,154	814,166	580,501	233,665
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	818,659	852,205	583,026	269,179	
合計 (Y)	1,291,894	1,319,155	610,138	709,017	

資産維持費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	709,017

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 88

<使用料水準についての説明>

本原価計算表は料金水準を確認するための資料であるため、「料金改定未実施」のシミュレーション結果をもとに算定しています。算定の結果、使用料対象経費に対する料金収入の割合は約88%となり、使用料対象経費を料金収入で賄えていない状況です。そのため、収支計画では令和8年度に料金改定を行う試算により作成しています。

表 18 原価計算表 (農業集落排水事業)

別表 2

供用開始年月日 平成10年 4月 1日  
 処理区域内人口 3,938人  
 計算期間 自令和 8年4月  
 至令和12年3月  
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料 (X)	36,160	34,270		34,270
受託工事収益	0	0		0
その他	241,911	229,716		229,716
合計	278,071	263,986	0	263,986

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給料	0	0	0	
	諸手当	95	88	88	
	福利費他	0	0	0	
	修繕費	3,511	3,100	3,100	
	材料費	334	434	434	
	委託料	4,480	5,061	5,061	
	その他	4,911	4,268	4,268	
小計	13,331	12,951	0	12,951	
処理場費	人件費				
	給料	3,710	3,041	3,041	
	諸手当	2,028	1,853	1,853	
	福利費他	1,054	703	703	
	動力費	6,798	5,528	5,528	
	修繕費	820	820	820	
	材料費	0	0	0	
	薬品費	1,586	1,513	1,513	
委託料	16,993	20,825	2,472	18,353	
その他	2,106	2,269		2,269	
小計	35,095	36,552	2,472	34,080	
一般管理費	人件費				
	給料	3,913	3,479	1,719	1,760
	諸手当	1,915	2,805	1,386	1,419
	福利費	988	1,106	546	560
	委託料	1,536	0		0
その他	9,798	10,886		10,886	
小計	18,150	18,276	3,651	14,625	
資本費	支払利息	24,207	19,138	19,138	0
	減価償却費	177,212	170,835	170,835	0
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	201,419	189,973	189,973	0	
合計 (Y)	267,995	257,752	196,096	61,656	

資産維持費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	61,656

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 56

<使用料水準についての説明>

本原価計算表は料金水準を確認するための資料であるため、「料金改定未実施」のシミュレーション結果をもとに算定しています。算定の結果、使用料対象経費に対する料金収入の割合は約56%となり、使用料対象経費を料金収入で賄っていない状況です。そのため、収支計画では令和8年度に料金改定を行う試算により作成しています。

袖ヶ浦市下水道事業経営戦略

発行年月 令和2年2月

改定年月 令和5年2月

令和7年3月

発行 千葉県袖ヶ浦市下水対策課  
住所 千葉県袖ヶ浦市中袖4番地